# 平成25年度

# 横浜市における騒音・振動の 定点測定結果報告書

一道路 • 新貨物線 • 新幹線 • 環境 • 航空機一

横浜市環境創造局

# はじめに

この報告書は、平成 25 年度に行った道路交通、新貨物線鉄道、新幹線鉄道、環境 及び航空機に関する騒音・振動の測定結果をとりまとめたものです。

平成 25 年度において、道路交通騒音は定点 30 地点、面的評価の 9 路線、新貨物線 鉄道は騒音 1 地点及び振動 4 地点、新幹線鉄道は騒音・振動とも 8 測線 24 地点、環境 騒音(一般環境)は 51 地点、航空機騒音は 2 地点で定点測定を実施しました。

なお、環境騒音測定は5か年で一巡する計画であり、鉄道騒音・振動に関する調査を1回(1か年)、一般環境騒音調査を3回(3か年)実施しています。本年度は一般環境騒音調査(北部)を実施しました。

この報告書が騒音・振動対策を始めとして広い分野で御活用いただければ幸いです。

平成26年11月 横浜市環境創造局長 大 熊 洋 二

# 目 次

第 1	道路交通騒音測定結果	
1	騒音の測定	1
2	面的評価	6
第2	横浜新貨物線(東海道貨物線)の騒音・振動測定結果	
1	目的	
2	測定地点等	
3	測定方法	
4	測定結果	2
第3	新幹線鉄道騒音·振動測定結果	
1	目的	
2	測定地点1	
3	測定方法	
4	測定結果	. 4
第4	環境騒音測定結果(一般環境騒音調査)	
1	目的	
2	調査対象	
3	測定方法	S
4	調査期間等	
5	調査結果	S
第5	航空機騒音測定結果	
1	騒音観測装置による測定3	5
2	米空母の横須賀港入港時における本市への騒音についての影響4	6
3	航空機騒音に係る苦情4	8
4	関係資料4	S
第6	参考資料	
1	騒音に係る環境基準	1
2	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における	
	自動車騒音の限度 … 5	3
3	騒音に係る環境基準の地域の類型等	5
4	新幹線鉄道騒音・振動の基準等	6
5	航空機騒音に係る環境基準等	Ç

第1 道路交通騒音測定結果

# 第1 道路交通騒音測定結果

# 1 騒音の測定

騒音規制法第18条(常時監視)に基づき、市内幹線道路の環境基準の達成状況等を把握するため、面的評価の対象路線について騒音測定を実施した。

# (1) 測定場所

図1-1 (表1-1) に示した30地点

#### (2) 測定時期

平成 25 年 10 月 $\sim$ 11 月 (表 1-1)

#### (3) 測定機器

積分型騒音計 (NL-06 リオン株式会社製)

# (4) 測定方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」Ⅱ地域評価編(道路に面する地域)に定める方法により、①等価騒音レベル(LAeq)及び②時間率騒音レベル (中央値(L50)、90%レンジの上端値(L5)及び下端値(L95)}を算出するために、1時間ごとに10分間の測定を6回行った。このうちサイレン音や宣伝放送等によると思われる異常値を除いた有効な実測値をエネルギー平均(等価騒音)又は算術平均(時間率騒音)することにより求めた。

なお、測定期間はいずれも平日で、3日間の連続測定を実施した。

#### (5) 測定結果

ア 時間区分帯別の騒音レベルと基準値との比較

(昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00)

各測定場所における時間区分帯別の測定結果と環境基準値の比較結果を 表1-2に示した。

イ 測定地点における環境基準及び要請限度の適合状況

各測定の騒音レベルと環境基準値の適合割合を図1-2、時間区分帯別にまとめたものを図1-3に示した。

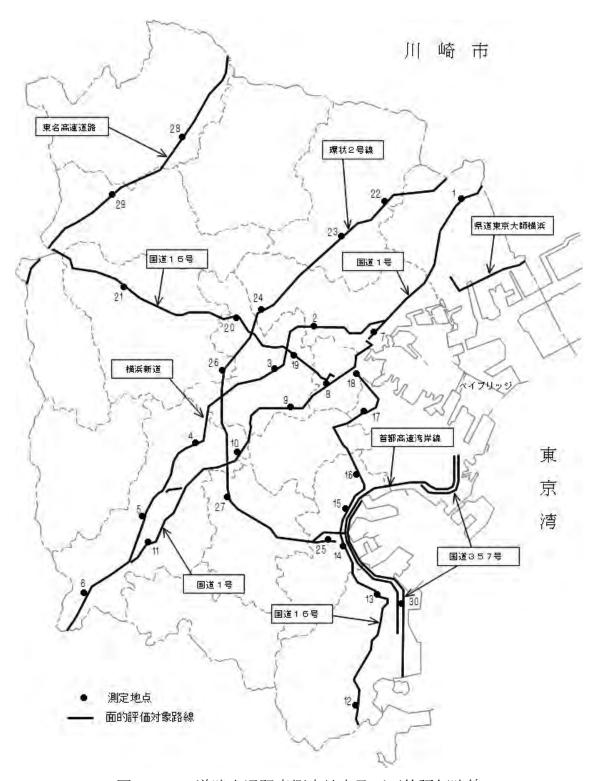


図1-1 道路交通騒音測定地点及び面的評価路線

表1-1 騒音測定場所

	计里介属	4 4 4	4133 4×	出年小京	トムー無原車	ク距離 (m)	防音	10#74%4%	車線
INO.	倒足獨別	近沙水石	用速地吸	似た朔目	水平	鉛直	룝	前老件里加	教
1	鶴見区下末吉二丁目	1 押	準工業	$2013/11/12 \sim 11/15$	5. 1	2. 4		低騒音舗装	4
2	神奈川区三ツ沢中町	日日	近隣商業	2013/11/12~11/15	5.7	1.9	ĺ	アスファルト	4
3	保土ケ谷区仏向町	国道1号	第1種住居	2013/10/29~11/1	25.0	16.0	有	アスファルト	8
4	戸塚区品濃町	(横浜新道)	準住居	$2013/10/29 \sim 11/1$	8.2	5.3	_	低騒音舗装	4
5	戸塚区戸塚町		第1種住居	$2013/10/29 \sim 11/1$	13.0	2.2	_	アスファルト	9
9	戸塚区原宿四丁目		準住居	$2013/10/29 \sim 11/1$	7.5	2.2	_	アスファルト	4
7	神奈川区桐畑		商業	$2013/11/12 \sim 11/15$	5.5	2.9	_	低騒音舗装	4
8	西区浜松町	国道1号	商業	$2013/11/12 \sim 11/15$	9.9	2.0		低騒音舗装	5
9	保土ケ谷区保土ケ谷一丁目		近隣商業	$2013/10/29 \sim 11/1$	4.1	2.2	_	アスファルト	3
10	戸塚区平戸町		準工業	$2013/10/29 \sim 11/1$	3.1	2.2	_	アスファルト	2
11	戸塚区戸塚町		第2種住居	$2013/10/29 \sim 11/1$	4.4	1.7	_	アスファルト	2
12	金沢区泥亀二丁目		近隣商業	$2013/10/21 \sim 10/24$	4.1	2.2	1	低騒音舗装	4
13	金沢区富岡東三丁目		第2種住居	$2013/10/22 \sim 10/25$	2.9	2.4		低騒音舗装	2
14	磯子区森三丁目		近隣商業	$2013/10/22 \sim 10/25$	5.6	3.1	_	低騒音舗装	4
15	磯子区磯子三丁目		近隣商業	$2013/10/22 \sim 10/25$	4.7	1.8		アスファルト	4
16	磯子区滝頭三丁目	古 91 积压	近隣商業	$2013/10/22 \sim 10/25$	3.5	4. 1		アスファルト	4
17	中区曙町2丁目	10 分	商業	$2013/11/12 \sim 11/15$	7.0	1.5		低騒音舗装	4
18	西区桜木町5丁目		商業	$2013/11/12 \sim 11/15$	4.3	1.8		低騒音舗装	9
19	保土ケ谷区川辺町		近隣商業	$2013/11/12 \sim 11/15$	4.4	2.5		アスファルト	4
20	保土ケ谷区東川島町		第2種住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	5.5	2.7	_	アスファルト	2
21	旭区都岡町		第2種住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	4.0	3.5		アスファルト	2
22	港北区師岡町		準住居	$2013/11/12 \sim 11/15$	3.5	2.4	_	低騒音舗装	4
23	港北区大豆戸町		近隣商業	$2013/11/19 \sim 11/22$	5.8	2.2		低騒音舗装	9
24	神奈川区羽沢南四丁目	事子 0 中盆	第1種住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	13.0	1.3		低騒音舗装	9
25	磯子区森二丁目	茶さって煮	近隣商業	$2013/11/26 \sim 11/29$	4.3	2.3		低騒音舗装	4
26	旭区市沢町		準住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	8.1	1.3	有	低騒音舗装	9
27	港南区下永谷五丁目		準住居	$2013/10/29 \sim 11/1$	10.0	1.4		低騒音舗装	7
28	青葉区あざみ野南一丁目		第1種住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	5.0	2.2	有	アスファルト	9
29	緑区十日市場町	大石同体但距	第1種住居	$2013/11/19 \sim 11/22$	14.0	9.2	有	低騒音舗装	9
30	金沢区幸浦一丁目	国道 357 号 首都高速湾岸線	<b>₩</b> H	$2013/10/21 \sim 10/24$	5.6	2.5	I	アスファルト	4

表1-2 測定結果と環境基準値との比較

		測定結果(	dB) (LAeq)		環境基準値	との比較	
No.	路線名	昼間	夜間	地域の 類型 <sup>※1</sup>	特例適用	差(d B 昼間	)(LAeq) 夜間
1		68	65	С	0	-2	0
2	国道 1 号	71	69	С	0	1	4
3	国道1号(横浜新道)	56	52	В	0	-14	-13
4	国坦 1 方(傾供利坦)	75	73	В	0	5	8
5		73	72	В	0	3	7
6		72	74	В	0	2	9
7		72	69	С	0	2	4
8	国道1号	66	65	С	0	-4	0
9		71	71	С	0	1	6
10		71	70	С	0	1	5
11		69	64	В	0	-1	-1
12		67	63	С	0	-3	-2
13		69	66	В	0	-1	1
14		71	68	С	0	1	3
15		66	62	С	0	-4	-3
16	<b>月光 16</b> 月	70	66	С	0	0	1
17	国道 16 号	69	69	С	0	-1	4
18		68	66	С	$\circ$	-2	1
19		69	65	С	0	-1	0
20		66	63	В	0	-4	-2
21		68	66	В	0	-2	1
22		71	67	В	0	1	2
23		67	64	С	0	-3	-1
24		70	68	В	0	0	3
25	環状2号線	66	62	С	0	-4	-3
26		58	56	В	0	-12	-9
27		69	68	В	0	-1	3
28	<b>東</b> 夏京宝光昭	66	66	В	0	-4	1
29	東名高速道路	58	57	В	0	-12	-8
30	国道 357 号 首都高速湾岸線	67	63	С	0	-3	-2

<sup>※1</sup> 地域の類型については、「第6 参考資料」を参照

<sup>※2</sup> 特例適用の項の○地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当



昼間・夜間のいずれかが基準値超過

図1-2 環境基準値との比較

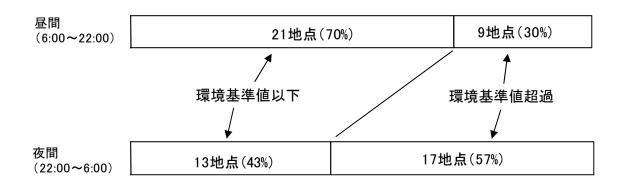


図1-3 時間区分帯別環境基準値の比較

# 2 面的評価

道路交通騒音の面的評価は、本市における道路交通騒音測定の実測値等を基に 騒音の減衰式を用いて住居等における騒音レベルを推計し、環境基準に適合する 戸数及び割合を求めている。

なお、面的評価は平成15年度から始まり、本市内の主要幹線道路について5年 をかけて順次実施している。

# (1) 評価の方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」Ⅱ地域評価編(道路に面する地域)に定める方法により、道路端から 50mまでの範囲内にある住居等を対象とし、それらが受ける騒音レベル等を基に推計し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求める(以下、「面的評価」という。) ことにより行った。

また、近接空間(2車線の道路は道路端から15m、2車線を超える道路は道路端から20mの範囲)について同様の評価を行った。

#### (2) 評価路線

図1-1に示す9路線(総延長146.1km)について評価を行った。

# (3) 評価結果

路線別の面的評価結果「全体」を表1-3に示し、「近接空間」の評価結果を表1-4、時間区分帯別環境基準適合戸数を図1-4に示した。

表 1-3 路線別面的評価結果(全体)

路線名	評価 道路	住居等	昼間·夜 環境基	-	昼間環境基		夜間 環境基		昼間·夜 環境基	
μη <i>Ν</i> Υ/1	是 長 km	戸数	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%
東名高速道路	13. 3	4, 647	3, 691	79. 4	335	7. 2	0	0.0	621	13. 4
首都高速湾岸線 +国道 357 号	24. 9	1, 904	1, 658	87. 1	185	9. 7	16	0.8	45	2. 4
横浜新道	9.6	3, 541	2, 857	80. 7	95	2. 7	5	0.1	584	16. 5
国道1号	37. 7	28, 947	22, 838	78. 9	4, 136	14. 3	4	0. 1	1, 969	6.8
国道 16 号	32. 3	28, 324	26, 574	93.8	1, 396	4. 9	9	0.1	345	1.2
首都高速神奈川1号 横羽線 +県道東京大師横浜	3. 2	1, 124	1, 117	99. 4	6	0.5	0	0.0	1	0. 1
環状 2 号線	25. 1	14, 781	12, 172	82. 3	1,503	10.2	0	0.0	1, 106	7. 5
合計	146. 1	83, 268	70, 907	85. 2	7,656	9.2	34. 0	0.1	4,671	5. 6

<sup>※</sup> 割合が 0.1%に満たない項目は 0.1% とした。

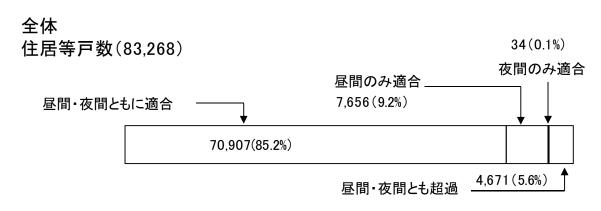
表 1-4 路線別面的評価結果(近接空間)

X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1044		, ,,,,,,	4147						
路線名	評価道路	住居等	昼間·夜 環境基準		昼間(環境基)	•	夜間( 環境基)	*	昼間·夜環境基	
<u>пп////</u>	是 km	戸数	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%	適合 戸数	%
東名高速道路	13. 3	908	685	75. 4	42	4. 6	0	0.0	181	19. 9
首都高速湾岸線	04.0	1.41	114	00.0	0.7	10 1	0	0 0	0	0.0
+国道 357 号	24. 9	141	114	80. 9	27	19. 1	0	0.0	0	0.0
横浜新道	9.6	568	440	77. 5	19	3. 3	0	0.0	109	19. 2
国道1号	37. 7	13, 107	8,840	67. 4	2,836	21.6	3	0.1	1, 428	10.9
国道 16 号	32. 3	12, 651	11,007	87. 0	1, 338	10.6	0	0.0	306	2.4
首都高速神奈川1号										
横羽線	3. 2	365	358	98. 1	6	1.6	0	0.0	1	0.3
+県道東京大師横浜										
環状 2 号線	25. 1	5, 699	4, 298	75. 4	700	12. 3	0	0.0	701	12.3
合計	146. 1	33, 439	25, 742	77. 0	4, 968	14. 9	3	0. 1	2, 726	8. 2

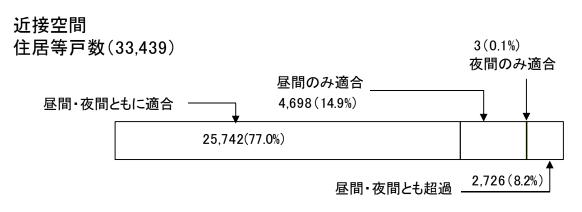
<sup>※</sup> 割合が 0.1%に満たない項目は 0.1%とした。

<sup>※</sup> 首都高速湾岸線と国道 357 号、首都高速神奈川 1 号横羽線と県道東京大師横浜は並行しているため、一括で評価を実施した。

<sup>※</sup> 首都高速湾岸線と国道 357 号、首都高速神奈川 1 号横羽線と県道東京大師横浜は並行しているため、一括で評価を実施した。



※割合が0.1%に満たない項目は0.1%とした



※割合が0.1%に満たない項目は0.1%とした

図1-4 時間区分帯別環境基準適合戸数(面的評価)

第 2 横浜新貨物線 (東海道貨物線) の騒音・振動測定結果

# 第2 横浜新貨物線(東海道貨物線)の騒音・振動測定結果

#### 1 目的

本測定は、横浜新貨物線の沿線における騒音及び振動の実態を把握するため、 昭和54年の開通以来、継続して実施している。

# 2 測定地点等

本調査は昭和 55 年度より騒音測定を 3 地点、振動測定を 12 地点(騒音測定 3 地点を含む)において開始した。調査開始当初は年間 12 地点での測定を実施していたが、昭和 62 年度からは年間  $2\sim6$  地点での測定を実施しており、本年度は 4 地点で実施した。測定地点は図 2-1 に示した。

騒音計のマイクロホンは原則として軌道に面し、かつ住居の用に供される建物から1m軌道側へ、又は敷地境界の地点における鉛直線上で騒音の影響が最も大きくなると予測される位置に設置した。

また、振動の影響が最も大きくなると予測される住居の敷地内で、よく突き固められた場所に振動計のピックアップを設置した。

# 3 測定方法

# (1) 測定方法

本測定はデジタル測定機器等による連続測定で、表 2 - 1 に示す測定方法に 準じて実施した。

振動については振動レベル計及びコンピュータを用い、各地点の特性に応じて 30~40 d B の設定レベル以上の振動が 20 秒以上計測された場合、貨物列車が通過しているとみなして水平(軌道に対して 直角; X 方向、平行; Y 方向)及び上下(Z 方向)の3 方向の振動レベルを測定した。

また、騒音については普通騒音計及びコンピュータによりモニターチャンネルに同期された時間内における貨物列車通過の際の騒音レベルを測定した。

#### (2) 評価方法

騒音及び振動の評価は、就眠時(22~24 時)及び覚醒時(5~7 時)のそれ ぞれの時間帯において記録された全貨物列車の騒音レベル及び振動レベルを算 術平均して行った。

# (3) 使用計測器

普通騒音計 (NL-21 リオン株式会社製) 振動レベル計 (VR-6100 株式会社小野測器製)



図2-1 横浜新貨物線測定地点図

表2-1 横浜新貨物線の騒音・振動測定方法等

項目	騒音	振動
測定機器	計量法 (平成4年法律第51号) 第71条の条件に合格したもの	計量法 (平成4年法律第51号) 第71条の条件に合格した 「振動レベル計」(JIS-C-1510)
動特性	FAST	振動レベル計の動特性
感覚補正等	周波数補正はA特性	測定成分は上下動(Z)及び 水平動(X、Y)
測定列車数	就眠時(22~24時)及び覚醒時 (5~7時)の二時間区分に通過 する列車数(10列車以上)	同左
指示値の読みとり	列車通過時から5秒後のレベル の最大部分の20秒間の平均値(5 秒ごとの瞬時値の平均値)をdB で読みとる。	列車通過時における上下動、水平 動の尖頭値を d B で読みとる。
指示値の 補正	列車騒音と暗騒音との指示値の 差が 10dB 未満の場合は下表により列車騒音の指示値を補正する。 指示値 3 4 5 6~9 一 補正値 -3 -2 -1	列車振動と暗振動との指示値の 差が 10dB 未満の場合は下表により列車振動の指示値を補正する。 指示値 3 4 5 6~9 一
目標値*	55 d B 以下	上下動(Z) 59dB以下 水平動(X、Y) 51dB以下
備考	上記測定方法については、「国金 る環境基準等に関する技術小委員 及び「国鉄横浜新貨物線の騒音対 月8日)」による。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<sup>\*</sup> 国鉄と横浜市長との協定に基づく協定値である。

#### 4 測定結果

測定結果を表2-2に示した。

(1) 騒音・振動レベル区分別、鉄道構造別測定地点数

平成 25 年度は振動 4 地点、騒音 1 地点において実施し、その構築構造及び 軌道構造を表 2 - 2 に示した。

上下振動については、羽沢地区【地点番号 11】及び猪久保 1 地区【地点番号 13】の 2 地点 (就眠時 54/52 d B、覚醒時 55/51 d B) で 50 d Bを超えていたが、目標値の 59 d B は超えていなかった。

水平振動については、29~48 d Bと目標値の 51 d Bを超えていなかった。 騒音については就眠時に目標値である 55dB と同じ測定結果であったが、覚醒時は 54dB と目標値をわずかに下回った。

(2) 騒音・振動レベルの経年変化

全地点の振動測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、振動方向別に表 2-3-1 並びに表 2-3-2 に示した。

また、年度ごとの振動測定結果平均値を時間区分別に図2-2-1並びに図2-2-2に示した。併せて、本年度測定を実施した4地点における振動測定結果について同じく時間区分別、振動方向別に図2-3-1並びに図2-3-2に示した。

騒音測定結果について昭和 55 年度からの経年変化を、時間区分別、測定地点別に表 2-4-1 並びに表 2-4-2 及び図 2-4-1 並びに図 2-4-2 に示した。

横浜新貨物線の騒音・振動測定結果 表 2 - 2

	H				14.4	推你		上下線	就眠	就眠時 (22~24時)	~24時)		覚醒時 (5~7時)	$(5 \sim 7)$	(钟	
無中	/m -1:	測定期間	測定場所	用涂地域	7年年(7-12)	事業	軌道構造	中心線	振動	∄ dB	靈	騷音	振動 dB	<del>B</del>	騒音	備考
L,	7				( B III)	出生		からの距離	X	Y	Z	dB 2	X	Z	dB	
		H25.11.14	田上一次宗之目職	第2種	9 941	941 下、今日、	フローティング	#15m	06	06	90		06	06	- 22	
,	_	$\sim$ 11.28	馬九△千廿一」日	中高層住居	2.241	<u> </u>	スラブ	шет 🗗	y 9	07		ı				
`		H26. 2. 13	1 世界	第1種		\$ \$\land \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi	フローティング	7	C	0						
_	0	$\sim 2.27$	<b>  右七〇條片凸" </b>	低層住居	0.010	<u> </u>	スラブ	шел 🗆	000	000	41	<u> </u>	· ·		- T+	
-	-	H25.11.28	本大三区二 <del>左</del> 甲	4年75年	000 0		南 ※ い ・	1	9	Į,	Ž	Ŀ				
_	_	$\sim 12.12$	<b>本</b> 统三 <b>区</b> 山友里	11年12端盤	8. 200	(防音壁)	で はく こく できる はっぱん はっぱん しょうしん しょうしん はんしん しょうしん しょくしん しょうしん しょうしん しょくしん しょくしん しょうしん しょくしん しょうしん しょくしん しょくしん しょくしん しょしん しょくしん しょしん しょ	₩67.\\	40	4(	54	cc	41	248 	55	
_	1.0	H26. 1. 30	ローアシア店を押	第1種		· 中 个 、 一 coa	防音振	1	-	F 7	C		-	c.	-	
- I	ဂ	$\sim 2.13$		低層住居	11.000	ンゲン	バラスト	ПоП	44	4.0						

籽程:鶴見駅を起点とした軌道延長距離

洋<sub>1</sub>) 洋<sub>2</sub>)

鶴見駅から戸塚方面を見て、測定点が右側を「右」、左側を「左」と表示 水平振動のうち軌道に対して直角方向は「X」、平行方向は「Y」、上下振動は「Z」と表示 注3)

横浜新貨物線振動測定結果の経年変化【就眠時(22~24時)】 3 - 1表2-

X方向																													<u> </u>	単位	р :: 7	$\stackrel{\textstyle (B)}{=}$	
番号測定場所	S55	92S	S57 S	S 89S	SE9 St	.9S 09S		S62 S63	33 H元	T   H2	H3	H4	H5	9Н	H7	H8	6H	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1 鶴見区岸谷二丁目	41	41	41	41	40	39	40	,	41	39	•	41		38		38		(28)		31		27		30		31			30				29
2 神奈川区西寺尾四丁目	38	44	42	43	43	44	43	40	4	42	38		45		33		33		33		35		36		36	_		38			40		
4 神奈川区松見町	41	38	37	39	41	43	44	,	45	45	2	43		45		45		45		43		45		46			44			44			
5	35	34	33	32	34	34	33	35	5	33	32		33		33		32		35		33		32		33		33			31			
6 港北区篠原西町	35	39	39	40	40	39	38		39	35	2	38	-	37		38		38		38		39		37		38			38				38
8 港北区岸根町		48	48	49	50	50	50	50	4	161	51		51		49		52		54		47		38		36			32				34	
9 神奈川区片倉五丁目	20	49	47	49	48	46	45	,	45	45	2	43		44		45		45		48		48		49			52			49			
10 神奈川区片倉四丁目	49	49	49	49	49	49	49	50	5	50	50		49		50		53		52		49		50		50			49				49	
11 神奈川区三枚町	48	20	49	20	51	50	50		55	53	3	20		53		52		53		52		49	-	50		47			45				46
12 保土ケ谷区上星川二丁目	41	42	42	39	41	41	41	42	4	10	40	_	38		39		39		40		40		39		40	_		39	_	-	40		
13 保土ケ谷区坂本町	44	44	44	44	45	42	45	*	45	42		43		39	-	40		41		41	-	41		41		40			46				44
14 保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目	45	43	42	44	42	44	44	42	4	11	41		41		40		42		45		37		38		42		41			37	_		
$X$ 方向平均 $^{*1}$	43	44	43	44	44	44	44	44	45 4	13 44	4 42	2 43	3 43	43	41	43	42	45	44	43	41	42	39	43	40	39	43	40	40	41	40	42	40

機能機能では	2万回																														(世)	r/1⊈: d	B)	
Here the the the the the the the the the th	号 測定場所	S55	92S	257	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$		H				H2		H7	8H	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		H24	H25
14.     46	医骨谷二丁	46	47	48	47	48	47	47		48	4.	7	45	2	44		44		(38)		39		38		39		38			37				36
44     45     46<	E	48	49	48	49	20	49	48	48	4	6	46	2	48	3	45		46		42		46		20		50			49			51		
THE     44	4 神奈川区松見町	43	44	45	45	46	46	45		46	4	2	47	2	45		45		45		47		45	_	44			44			41			
43     44<	11	44	44	44	43	43	43	43	43	4	2	45	2	42	í	42		41		47		42		39		40		39			36			
THE NAME OF SIGN SIGN SIGN SIGN SIGN SIGN SIGN SIGN	6 港北区篠原西町	43	44	44	43	43	44	42		40	4.	1	45		42		42		43		44		44		43		43			43				41
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	8 港北区岸根町		51	52	51	53	54	52	52	5	1	55	2	52		52		54		57		51		44		44			38			_	38	
THE     66	神奈川区片倉五丁目	54	99	53	53	53	54	54	-	53	25	2	51		51		53		54		55		54		54			53			53	_		
TATE     SO     60     60     61     61     62     6	) 神奈川区片倉四丁目	26	26	59	22	57	57	26	26	5	7	56	3	53		22		59		58		59		99		55			54				54	
三丁目     50     50     47     49     49     49     49     49     49     49     49     40     4	11 神奈川区三枚町	09	09	61	61	59	62	63		64	.9	1	52		09		19		09		63		61		58		55			53	_	_		54
E一丁目 51 52 51 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52 52	12 保土ケ谷区上星川二丁目	50	50	50	47	49	50	49	49	4.	6	48	~	46	3	47	_	46		47		50		45		45	_		44			44		
-TH 51 53 51 51 50 51 51 50 51 51 50 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51 51	8保土ケ谷区坂本町	50	51	20	51	52	50	51		20	20	0	56		46		46		45		48		53		53		53	_		53		-		52
50 51 51 50 51 51 50 51 51 50 50 49 49 48 48 48 49 49 50 51 50 50 47 49 47 48 48 49 69 50 50 50 50 47 49 47 48 46 47 47 44 48 46	4保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目	51	53	51	51	51	50	53	20	4	7	46	3	44		46		48		52		47		48		45		46			46			
	Z 方向平均※1	20	51	51	90	51	51	51				_		_				_	20	51	50	20	20	47	49	47	48	46	47	47	4	48	46	46

各方向とも少数第一位を切上げ処理し、平均を算出している。 地点番号1の平成10年度測定結果については、土地造成工事のため測定地点を従前敷地内で移動した。しかし、基礎工事等も実施していた ため、これまでの条件とは異なるので参考値とする。 × × × × ×

横浜新貨物線振動測定結果の経年変化【覚醒時 (5~7 時)】  $\alpha$ 3 – 表2一:

X方向																														単位	р 	$\overrightarrow{\mathrm{B}}$	
番号 測定場所 (地点番号)	S55	S56	S57	S58	S59	980 Se0	S61	S62	S63 F	H元	H2 I	Н3 Н	H4 H5	5 H6	H7	H8	6H	H10	11H	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19   F	H20 F	H21   H	H22 H	Н23 Н	H24 H25	ı,
1 鶴見区岸谷二丁目	41	41	42	43	42	42	43		45		42		44	.3	39	38		_		33		28		32		29			32				30
2 神奈川区西寺尾四丁目	39	44	43	43	44	46	45	42		44		40	7	46	3	35	35		32		36		36		3.7			37		_	39		
4 神奈川区松見町	42	39	39	40	42	42	43		43		43		42	4	42	43		42		43		44		44		_	43			43			
5	35	34	33	33	36	37	36	37		35		35	33	35	3	35	34		34		35		31		32		31			31			
6 港北区篠原西町	38	39	39	38	39	39	39		40		37		39	4	40	39		40		40		41		38		39			39				37
8 港北区岸根町		48	49	50	52	52	52	53		52		54	3	54	5	52	55		99		50		39		38			33	_			34	
9 神奈川区片倉五丁目	50	20	48	49	47	46	47	-	47		46		43	4	45	46		45		49		48		47			51		-	48			
10 神奈川区片倉四丁目	48	49	49	50	49	49	20	52		49		51	3	51	4	49	51		25		50		20		50			48				48	
11 神奈川区三枚町	48	49	49	49	49	48	49		51		51	_	48	5	51	50		50		49		47		47		47	_		47				47
12 保土ケ谷区上星川二丁目	41	42	41	40	42	43	42	44		42		42	7	40	4	40	40		39		41		38		39		_	38	_		37		
13 保土ケ谷区坂本町	44	44	44	44	44	43	45		46		44		44	4	41	40		41		42		41		41		41			46				44
14 保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目	44	43	41	40	42	42	44	43		42		42	7	42	4	41	42		42		37		37		41	_	39		_	35	_		
X方向平均※1	43	4	4	#	44	45	45	46	46	44	44	#	44	45	43	42 43	43	4	43	43	42	42	39	42	40	39	41	39	41	40	38	41	40

動定場所 (地点番号)   855   856   859   8	9 S60 44 45 22 42 11 42 13 31	S61 43 40 43 33	S62 40 35	S63 H	H元 H2	H	777	911			ļ															
總見反岸谷二丁目 42 40 43 40   神奈川区西寺尾四丁目 41 42 39 40   神奈川区松見町 42 40 40 40   神奈川区松見町 32 33 32 35	+++		40			CII 2	14	OII	H6	H7   1	H8 H	H9 H10	0 H11	H12	H13	H14	H15	H16 F	H17 F	H18   H	H19 H20	20 H21	1 H22	H23	H24	H25
神奈川区西寺尾四丁目 41 42 39 40   神奈川区松見町 42 40 40 40   北北区仲手原二丁目 32 31 32 35			40		4	43	44		41		39		,	33		29		31		30			31			29
神奈川区松見町 42 40 40 40   港北区仲手原二丁目 32 31 32 35			35		41	37		40		32		33	30	) [	31		30		33			33		32		
港北区仲手原二丁目 32 31 32 35			35	43	4	43	42		42		42	4	42	42		44		44			40		38	3		
					30	31		31		30		30	31	_	30		59		30		28		28	~		
6 港北区篠原西町 38 36 38 35 37		38		39	- 63	35	38		41		41	4	42	39		40	-	40		40		4	40			37
8 港北区岸根町 47 49 50 55	5 53	51	51		20	53		51		51		53	54	1	48		33		34		- 7	27			27	
9 神奈川区片倉五丁目 48 46 46 46 46 46	16 46	45		44	4	43	41		41		42	4	47	44		45		44			47		46	3		
10 神奈川区片倉四丁目 48 47 47 48 49	9 48	48	49		49	49		48		47		53	20	) [	51		47		46		7	46			45	
11 神奈川区三枚町 48 47 47 49 49	9 47	48		51		50	49		49		20	5	20	47		48		46		48		4	48			48
12 保土ケ谷区上星川二丁目 37 38 37 36 37	37	38	39		39	38		37		38		37	35	2	37		36		37			36		35		
13 保土ケ谷区坂本町 42 45 44 44 44 44	42	44		44	- 4	42	45		37	_	35		37	37		41		38		38	-	4	43			43
4 保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目 43 43 42 43 39	9 40	41	41		41	39		35		37		39	44	1	40		39		32		31		34	1		
Y方向平均※1 42 42 42 43 43	3 43	43	43	45	42 4	43 42	4	41	42	40	42	41 4	44 41	1 41	40	42	36	41	36	39	37 3	36 4	41 37	7 34	36	40

	H25	37				41				55		51		46
Ī	H24						38		53					46
	H23		51								44			48
	H22			41	39			52					45	45
-	H21	39				46				54		52		48
Ī	H20		48				39		54		44			47
-	H19			43	39			52					43	45
ľ	H18	38				45				55		52		48
Ī	H17		51		40		44		22		45		43	47
Ī	H16	39		43		44		53		22		54		48
	H15		20		39		45		99		45		46	47
ľ	H14	38		45		46		54		59		53		20
ľ	H13		47	_	43		52		28		51		46	90
ľ	H12	40		47		45		56		59		48		20
ľ	H11	_	43	_	49		26		57		48		48	51
	H10			46		45		54		57		46		90
ľ	H9		48	_	42		57		29		48		47	51
	H8	45		46		45		52		28		45		49
-	H7		47		43		53		54		49		45	49
ľ	Н6	46		47		46		53		57		48		20
	HE		20		43	-	54	-	54		48		43	49
ľ	H4	49		48		46		52		28		49		51
ľ	H3		48	_	44	_	53		28		50		49	51
ľ	Н2	50		47		43		53		09		50		51
	HH		51		44		51		58		50		47	51
Ī	S63	52		47		44		53		59		52		52
ľ	S62		20		45		51		58		51		49	51
ľ	S61	49	50	47	43	44	52	22	57	19	49	52	51	51
ľ	S60	49	51	47	44	45	51	51	58	90	51	50	49	51
ľ	S59	49	20	46	44	43	51	53	58	57	50	51	50	51
ľ	S58	48	20	44	43	42	51	53	56	90	48	51	50	20
ľ	S57	49	49	45	43	44	52	54	29	19	20	51	50	51
	S56	47	49	45	43	43	51	56	99	59	51	51	52	51
	S55	46	48	43	43	45		54	99	09	20	20	50	20
	測定場所 (地点番号)	鶴見区岸谷二丁目	2 神奈川区西寺尾四丁目	4 神奈川区松見町	5 港北区仲手原二丁目	6 港北区篠原西町	8 港北区岸根町	9 神奈川区片倉五丁目	10 神奈川区片倉四丁目	神奈川区三枚町	12 保土ケ谷区上星川二丁目	13 保土ケ谷区坂本町	4 保土ケ谷区新桜ケ丘一丁目	Z 方向平均※1

各方向とも少数第一位を切上げ処理し、平均を算出している。 地点番号1の平成10年度測定結果については、土地造成工事のため測定地点を従前敷地内で移動した。しかし、基礎工事等も実施していた ため、従来の測定レベルでは1測定結果しか得られなかったので欠測とする。 × × × × ×

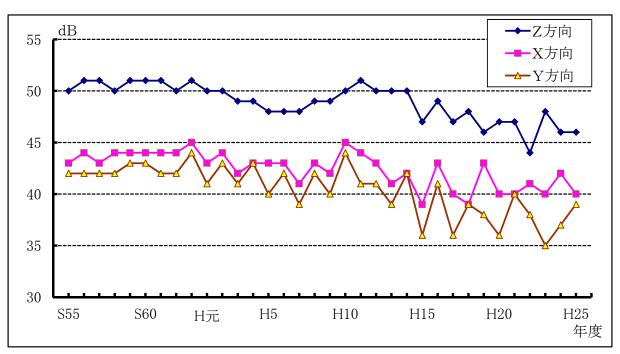


図 2-2-1 横浜新貨物線振動測定結果(各年に測定した全地点の平均値)の 経年変化【就眠時(22~24 時)】

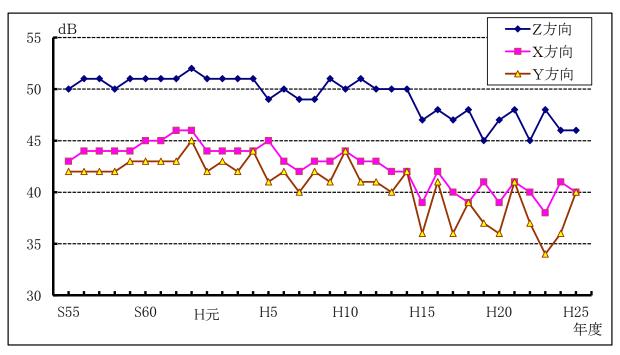
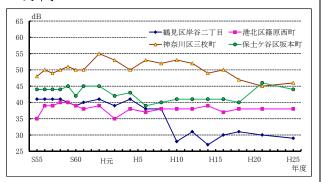
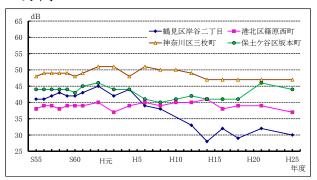


図 2-2-2 横浜新貨物線振動測定結果(各年に測定した全地点の平均値)の 経年変化【覚醒時(5~7時)】

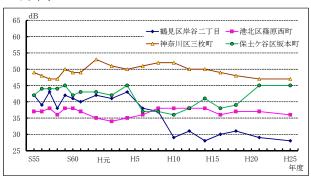
# X方向



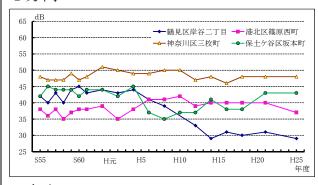
# X方向



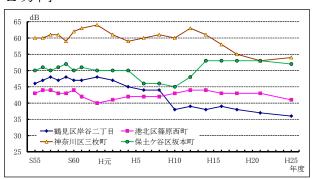
# Y方向



Y方向



# Z方向



Z方向

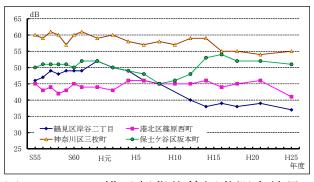


図 2-3-1 横浜新貨物線振動測定結果 (4 地点)の経年変化【就眠時(22~24 時)】

図 2-3-2 横浜新貨物線振動測定結果 (4地点)の経年変化【覚醒時(5~7時)】

横浜新貨物線騒音測定結果の経年変化【就眠時(22~24時)】 1 4 米2

(単位: dB)

H25		55	
H24			
H23			55
H22	52		
H21		55	
H20			99
H19	55		
H18		99	
H17			22
H16	53	61	
H15			28
H14	53	59	
H13			99
H12	53	59	
H11			99
H10	52	59	
6Н			22
H8	51	59	
Н7			99
Н6	51	61	
H5			22
H4	53	61	
Н3			99
Н2	51	59	
H元			55
S63	51	9	
S62			55
S61	51	57	55
S60	52	57	99
S59	51	57	55
S58	49	99	22
S57	50	99	54
92S	49	99	51
S55	49	55	52
測定場所	神奈川区松見町	神奈川区三枚町	保十ケ谷区上星川二丁目
	4	$\exists$	2

注1) 空欄は未実施

横浜新貨物線騒音測定結果の経年変化【覚醒時 (5~7時)】  $\mathcal{O}$ 4 表2-

(単位: dB)

番号   測定場所	S55	S56	S57_S	S58 S	S 658	Se0 s	S61 S	362 S	S63 H	H元 I	H2	H3 I	H4 1	H5	H6	H7 F	48 F	H 61	10 H.	11 HI	2 H1	3 H1.	4 H1	5 H16	5 H1.	7 H18	8 H19	9 H20	0 H21	1 H22	H23	H24	H25
4 神奈川区松見町	20	49	50	50	51	51	51		51		52		52		52	117	51	5	53	5.	53	53	3	54			56			52			
11 神奈川区三枚町	54	22	55	99	55	56	99		99		57		57		58	1	99	5	57	5	99	22	2	55		54			53				54
12 保土ケ谷区上星川二丁目	51	51	53	54	53	55	54	53		55		22		22		99	5	99	5	54	52	: -	28	~~	22			22			53		

注1) 空欄は未実施

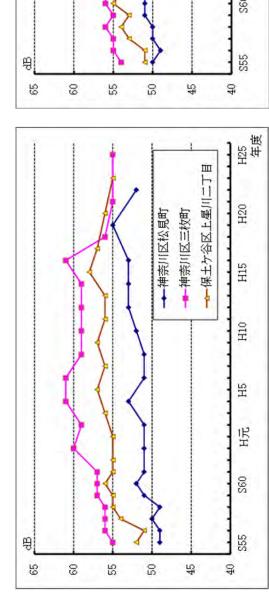


図2-4-1 横浜新貨物線騒音測定結果(3地点)の経年変化

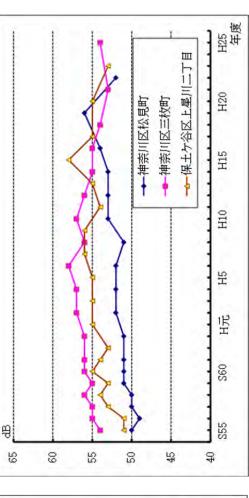


図2-4-2 横浜新貨物線騒音測定結果(3地点)の経年変化

【覚醒時 (5~7時)】

【就眠時 (22~24時)】

# 第3 新幹線鉄道 騒音·振動測定結果

# 第3 新幹線鉄道騒音·振動測定結果

# 1 目的

本測定は、横浜市内の東海道新幹線鉄道沿線における騒音・振動の実態を把握するため、昭和62年から実施している。

# 2 測定地点

測定は図3-1に示した地点で行った。測定地点の詳細は以下のとおりである。 また、各測定地点の鉄道構造図等は図3-2に示した。

	測定場所	鉄道構造	用途地域	地域類型※1
1	港北区日吉四丁目 18-15 付近	高架橋	第一種住居地域	I
2	港北区綱島東四丁目 10-1 付近	高架橋	準工業地域	П
3	港北区大倉山三丁目 14-10 付近	高架橋	第一種住居地域	I
4	神奈川区三枚町 555 付近	盛土	第一種住居地域	I
5	旭区二俣川二丁目 80-7 付近	切 取	第一種住居地域	I
6	瀬谷区阿久和南四丁目 8-1 付近	盛土	第一種住居地域	I
7	泉区和泉町 7414-9 付近	切 取	第一種住居地域	I
8	泉区上飯田町 3400 付近	高架橋	第一種中高層	I
0	水色工飲山町 3400 竹Д	(鉄桁)	住居専用地域	1

※1 「都市計画法」による用途地域。

I:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居 専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地 域及び準住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域

Ⅱ:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

# (1) 騒音

測定地点数は8測線・24 地点 (1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点)でマイクロホンは地上1.2mの高さに設置した。

# (2) 振動

測定地点数は8測線・24 地点(1測線当たり原則として手前軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点)でピックアップは地表面上に設置した。

#### 3 測定方法

# (1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 改正:平成5年環境庁告示第 91 号)、環境省作成「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」(平成22年5月)に示された方法で測定を行った。

# ア 測定列車本数

原則として20本(上下線各10本以上)の列車を測定した。

# イ 周波数補正回路、動特性及びレベルの読み取り

騒音計の周波数補正回路はA特性、動特性は遅い動特性(SLOW)とし、 騒音計のサンプリング時間間隔は0.1秒で1列車毎に12.5m、25m、50mの 3地点で同時に連続して記録した。レベルレコーダの動特性はSLOW、紙 送り速度は1mm/秒(25m地点のみ紙送り速度は3mm/秒)とした。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値とした。ピーク値の測定は原則として暗騒音より 10dB 以上高い鉄道騒音を測定するものとし、10dB 未満の場合は次の表により補正した。

単位: d B

暗騒音との差	4	5	6	7		8	9
補正値	_	2		-	- 1		

#### (2) 振動

環境庁長官勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特第32号)に示された方法で測定を行った。

#### ア 測定列車本数

原則として20本(上下線各10本以上)の列車を測定した。

#### イ 振動感覚補正回路及びレベルの読み取り

振動の測定は鉛直方向とし、レベルレコーダの動特性は振動レベル計の動特性 (VL) を用い、紙送り速度は $1 \, \text{mm}/$ 秒とした。

列車通過時のレベルの読み取りはピーク値とした。ピーク値の測定は原則として暗振動より 10dB 以上高い鉄道振動を測定するものとし、10dB 未満の場合は次の表により補正した。

単位: d B

暗振動との差	4	5	6	7	8	9
補正値	_	2		_	1	

# (3) 列車速度

列車速度は、任意の目標点を列車の先端部及び後端部が通過するのに要する 時間を計測し、同時に車両数を数えて次式から求めた。

$$V = \frac{L}{T} \times 3.6$$

V:列車速度(km/時)

L:列車全長 (m)

T:通過所要時間(秒)

# (4) 評価方法

#### ア騒音

評価は通過列車毎の騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行った。

算定式は次のとおりである。

UP1/2 上位半数のパワー平均

$$UP_{1/2} = 10 log \left[ \frac{1}{N} \sum_{i=1}^{N} 10^{\frac{Li}{10}} \right]$$

UP<sub>1/2</sub>:ピークレベルの上位半数のパワー平均

N : 列車本数

Li: 上位半数の各車両のピークレベル (dB)

#### イ 振動

評価は、通過列車毎の振動レベルのピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行った。

# (5) 使用測定機器

#### ア騒音

積分型普通騒音計 (NL-22 リオン株式会社製) 高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)

イ 振動

振動レベル計 (VM-53A リオン株式会社製) 高速度レベルレコーダ (LR-04 リオン株式会社製)

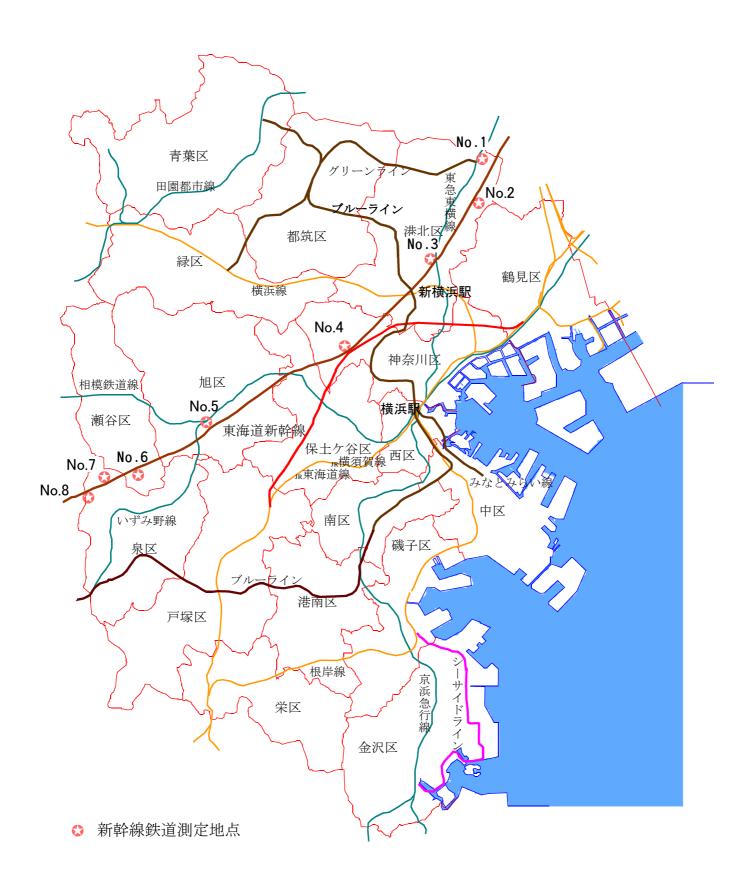


図3-1 新幹線鉄道騒音・振動測定地点図

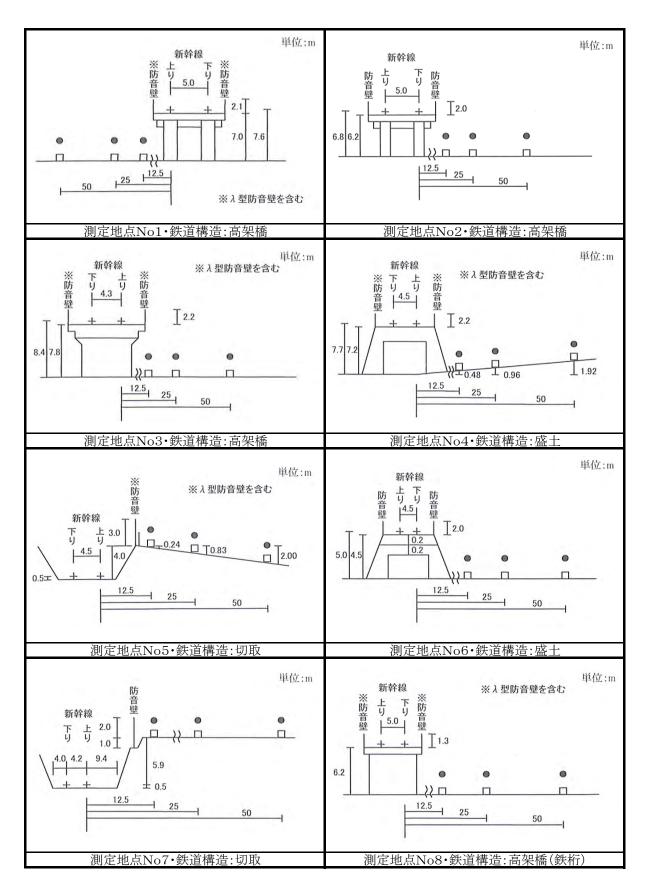


図 3-2 測定地点の断面図

#### 4 測定結果

騒音の環境基準及び振動の指針値の適合状況を表3-1及び表3-2に示す。 また、各測定地点の測定結果を表3-3及び表3-4に、年度ごとの年平均値 の経年変化を図3-3及び図3-4に示す。

#### (1) 騒音

地域類型 I での適合状況は、測定地点全体の 52%で適合しており、これを距離別にみると 12.5m地点では 1 地点(14%)、25m地点では 4 地点(57%)、50 m地点では 6 地点(86%)で適合していた。

また、地域類型Ⅱでは全測定地点で適合していた。

測定開始当初と比較し全測定地点とも低い測定結果を示しており、近年は同レベルで推移している。

#### (2) 振動

新幹線鉄道の指針値としては、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51環大特32)において70dBが示されている。

指針値に対する適合状況は、全測定地点で適合していた。

平成 24 年度は代替地での測定結果が含まれており、一時的に高い年平均値 を示したが、長期的には下がり傾向である。

表3-1 騒音の環境基準適合状況

X 0 I MI PORTING THE TOTAL									
地域類型	軌道からの 距離 (m)		四块甘油						
		適合地点数	不適合	合計	適合率(%)	環境基準値			
		<b>(</b> A <b>)</b>	地点数	<b>(</b> B <b>)</b>	(A) / (B)	(dB(A))			
I	12.5	1	6	7	14	70			
	25	4	3	7	57				
	50	6	1	7	86				
	合計	11	10	21	52				
п	12.5	1	0	1	100	75			
	25	1	0	1	100				
	50	1	0	1	100				
	合計	3	0	3	100				

表3-2 振動の指針値適合状況

おさなるの		<b>松</b> 别				
■ 軌道からの ■ 距離 (m)	適合地点数	不適合	合計	適合率(%)	指針値 (d B)	
	(A)	地点数	(B)	(A) / (B)		
12. 5	8	0	8	100		
25	8	0	8	100	70	
50	8	0	8	100	70	
合計	24	0	24	100		

表 3 - 3 新幹線鉄道騒音測定結果

地点番号	測定場所用途地域	構造物・軌道の	軌道面の高さ(	防音壁の種		定結界 d B)	艮		列車速原 Km/l			音騒音 d B)	
号	717,227,137	種類	( m)	(高さm)	12. 5 m	25 m	50 m	上り	下り	上位 半数	12. 5 m	25 m	50 m
1	I 第一種 住居	高架橋 ラーメン バラスト	7.6	*直壁 (2.1)	68	64	57	161	161	166	43	42	44
2	Ⅱ準工業	高架橋 ラーメン バラスト	6.8	直壁(2.0)	69	69	64	203	192	208	49	50	50
3	I 第一種 住居	高架橋 桁 バラスト	8. 4	*直壁 (2.2)	73	68	60	151	107	151	48	45	42
4	I 第一種 住居	高架橋	7. 7	*直壁 (2.2)	83	79	77	161	177	177	48	46	45
5	I 第一種 住居	切取	-3. 5	*直壁 (3.0)	73	69	61	235	242	251	47	46	45
6	I 第一種 住居	盛土	5. 0	直壁(2.0)	75	73	67	239	241	254	50	47	48
7	I 第一種 住居	切取	-5. 9	直壁(3.0)	74	70	62	245	248	256	44	44	44
8	I 第一種 中高層 住専	高架橋 鉄桁 有道床 遮音板有	6. 2	*直壁 (1.3)	74	72	70	250	258	263	55	53	52

注1) 「\*直壁」は2型防音壁を含む。

注2) 列車速度は平均値。また、「上位半数」は通過列車上位半数の平均値。

注3) 暗騒音は列車が通過していない時間帯10分間の等価騒音レベル。

表 3 - 4 新幹線鉄道振動測定結果

地点番号	測定場所	構造物・ 軌道の	軌道面の高		削定結界 (d B)			列車速原 Km/l			暗騒音 (d B)	
号	用途地域	種類	の高さ(m)	12. 5 m	25 m	50 m	上り	下り	上位 半数	12. 5 m	25 m	50 m
	I	高架橋										
1	第一種	ラーメン	7. 6	65	63	57	161	161	166	29	30	29
	住居	バラスト										
2	П	高架橋 ラーメン	6.8	61	64	63	203	192	208	37	35	36
2	準工業	バラスト	0.0	01	04	03	203	192	200	31	30	30
	I	高架橋										
3	第一種	桁	8. 4	59	54	54	151	107	151	32	33	31
	住居	バラスト										
	I											
4	第一種	高架橋	7. 7	50	40	38	161	177	177	24	22	21
	住居											
	I											
5	第一種	切取	-3.5	66	60	51	235	242	251	29	26	24
	住居											
	I											
6	第一種	盛土	5. 0	64	64	57	239	241	254	29	29	28
	住居											
	I											
7	第一種	切取	-5. 9	69	64	60	245	248	256	31	27	28
	住居	1.1										
	I	高架橋										
8	第一種	鉄桁	6. 2	57	56	50	250	258	263	25	21	24
	中高層	有道床										
	住専	遮音板有										

注1) 「\*直壁」は2型防音壁を含む。

注2) 列車速度は平均値。また、「上位半数」は通過列車上位半数の平均値。

注3) 暗振動は列車が通過していない時間帯10分間の計測値の80%レンジ上端値。

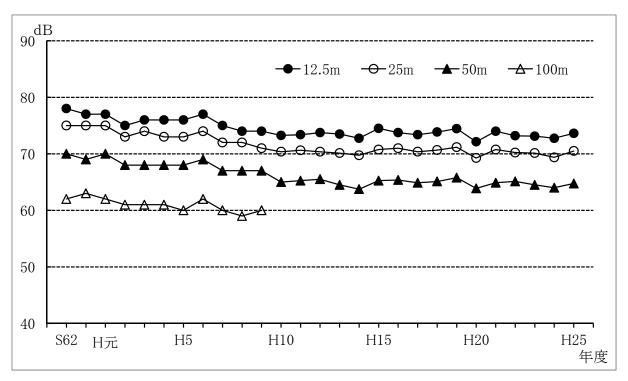


図3-3 新幹線鉄道騒音測定結果(年平均値)の経年変化

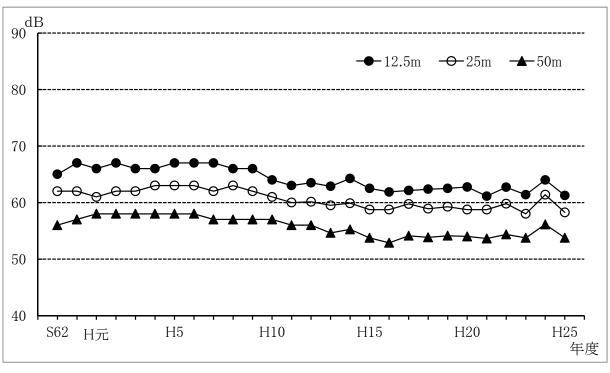


図3-4 新幹線鉄道振動測定結果(年平均値)の経年変化

## 第4 環境騒音測定結果

(一般環境調查)

## 第4 環境騒音測定(一般環境騒音調査)

## 1 目的

本測定は、横浜市内の一般的な環境の騒音を測定し環境基準の適合状況を把握するとともに、騒音環境改善のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

## 2 調査対象

市域を縦 1.5km、横 2km に区切った 152 地点を調査対象とし、 3 年計画で全地点を調査することとした。平成 25 年度は、北部域の 51 地点で測定を行った。調査地点図を図 4-1 に示した。

#### 3 測定方法等

## (1) 測定方法

騒音調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告 示第 64 号)、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省 平成 12 年 4 月) 及び JIS Z 8731-1999「環境騒音の表示・測定方法」等に規定された方法に準拠し、1 地点毎に 24 時間測定した。

## (2) 使用計測器及び騒音レベルの測定条件

積分型普通騒音計 (NL-42/NL-06 リオン株式会社製)

項目	設定条件
騒音計の周波数重み特性	A特性
騒音計の時間重み特性	Fast
演算値取り込み間隔	1分
マイクロホンの高さ	地上 1.2m
防風スクリーン	常時装着

#### 4 調査期間等

調査は、平成26年1月20日(月)から平成26年2月4日(金)の平日で、雨 天等の気象条件の日は避けて実施した。

#### 5 調査結果

調査結果を表4-1及び表4-2に示した。

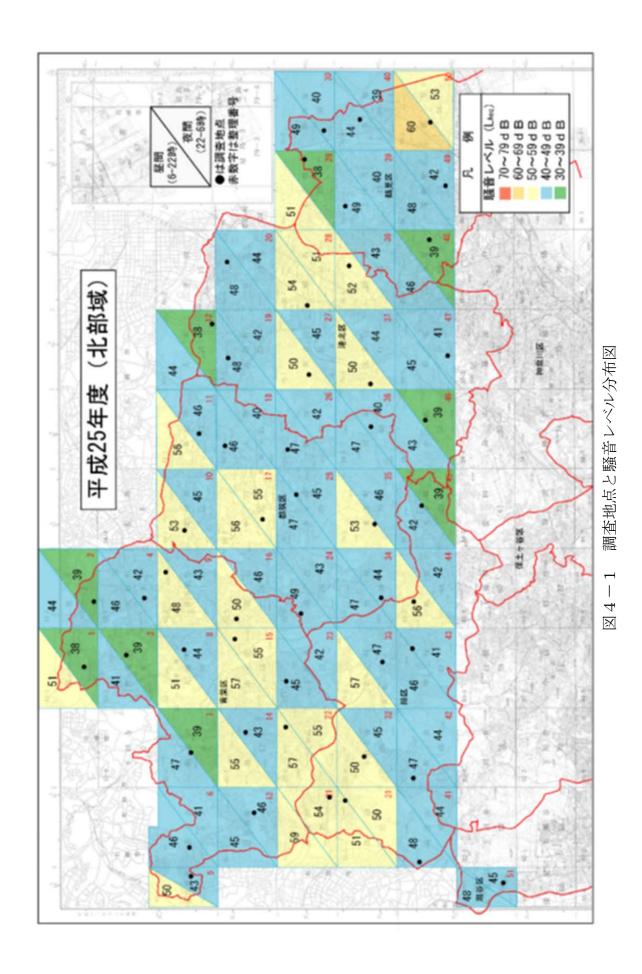


表4-2 環境騒音調査結果一覧(1/2)

				1					遍	騒音レベル (dB)	7 (dB)							環泊	環境基準適否	商	
整理番号	測定地点	用途地域	土地利用 の実態	海海湖			图图	<u></u>					夜間				基準値	(3)	レベル港 [〇:適合、	业×	①−② 不適合]
				H A	(DLAeq	LA5	LASO	LA95	LAmax	LAmin	(DLAeq	LAS	LA50	L <sub>A95</sub>	LAmax	LAmin	昼間	夜間	昼間		夜間
1	青葉区美しが丘西三丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	Α	51	54	39	34	19.0	24.8	38	37	34	33	69.3	28.5	22	45	-4 (	-	0   2-
2	青葉区美しが丘三丁目	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	44	46	41	40	0.99	35.4	39	40	38	37	62.8	33.9	55	45	-11	0	0 9-
3	青葉区荏子田三丁目	第一種低層住居專用地域	低層住宅	A	41	42	37	35	64.0	27.6	39	39	38	37	58.2	30.4	25	45 -	-14 (	0	0 9-
4	青葉区美しが丘五丁目	準住居地域	低層住宅	В	46	49	44	40	64.8	31.8	42	45	39	37	64.7	31.8	55	45	) 6-	0	-3
5	青葉区奈良町	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅	A	50	53	46	42	69.5	33.1	43	47	38	35	62.9	28.8	55	45	) -2	0	-2
9	青葉区奈良町	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	46	48	45	43	62.6	38.3	41	43	40	38	62.0	34.1	55	45	) 6-	0	-4
7	青葉区鴨志田町	第一種低層住居專用地域	低層住宅	A	47	50	43	39	67.4	29.3	39	40	35	34	64.9	27.8	55	45	8-	0	0 9-
8	青葉区大場町	第二種低層住居専用地域	低層住宅	A	51	99	47	41	6.07	29.5	44	46	38	35	66.7	30.7	55	45	-4	0	-1
6	青葉区新石川一丁目	第一種住居地域	低層住宅	В	48	51	45	43	67.1	36.6	43	45	41	40	66.5	35.6	55	45	)	0	-2
10	都筑区中川一丁目	近隣商業地域	住宅·商業	ပ	53	55	50	48	76.1	41.5	45	45	43	42	74.6	38.2	09	20	)	0	ı;
11	都筑区北山田一丁目	準住居地域	低層住宅	В	99	62	47	41	83.4	33.9	46	43	37	35	77.1	30.7	55	45	1	×	×
12	港北区下田町五丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	44	46	41	39	66.3	30.7	38	38	37	36	64.9	32.9	55	45 -	-11	0	0 2-
13	青葉区恩田町	無指定	低層住宅	В	45	48	43	40	63.1	29.1	46	48	44	43	63.3	28.8	22	45	-10	0	
14	青葉区桜台	近隣商業地域	住宅·商業	ပ	22	22	48	44	75.5	34.2	43	45	37	35	72.6	30.9	09	20	) -2	0	0 2-
15	青葉区市ケ尾町	近隣商業地域	住宅·商業	C	22	59	55	52	6.69	44.3	55	59	52	47	8.89	39.4	09	20	-3	0	5 ×
16	青葉区荏田西一丁目	第二種住居地域	低·中層住宅	В	20	53	48	47	69.1	41.9	46	48	45	44	68.2	39.6	55	45	) -2	0	 ×
17	都筑区茅ケ崎中央	商業地域	商業·業務	O	99	22	53	21	70.7	40.6	22	53	20	49	70.4	38.3	09	20	-4	0	75 X
18	都筑区南山田町	無指定	住宅·工業	В	46	48	43	41	8.99	32.3	40	42	39	38	9.99	34.9	22	45	6-	0	ı;
19	港北区新吉田町	無指定	低層住宅	В	48	20	45	43	68.7	33.6	42	43	40	39	9.29	35.1	22	45	)	0	-3
20	港北区日吉本町三丁目	近隣商業地域	住宅·商業	ပ	48	20	45	44	8.89	38.8	44	45	42	42	66.1	35.9	09	- 09	-12	0	9-
21	綠区長津田五丁目	商業地域	住宅·商業	C	59	63	99	51	78.7	42.7	54	28	47	44	377.8	36.8	09	20	-1 (	0	4 ×
22	青葉区榎が丘	商業地域	住宅·商業	ပ	22	26	99	54	8.79	44.5	22	28	54	20	8.99	40.8	09	20	-3	0	ις
23	青葉区藤が丘二丁目	第二種中高層住居専用地域	低層住宅	A	45	46	42	40	65.2	32.1	42	43	41	40	65.2	34.7	22	45	-10	0	-3
24	都筑区川和町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	49	20	43	40	73.2	31.8	43	44	41	40	70.5	36.6	22	45	9-	0	-2
25	都筑区茅ケ崎南二丁目	第二種住居地域	中低層住宅	В	47	49	46	44	63.9	39.5	45	46	45	44	63.5	41.5	22	45	) 8-	0	0

注:環境基準の該当地域状況

A地域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 B地域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

神奈川県告示第312号) 出展:「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日

環境騒音調査結果一覧 (2/2)  $\alpha$ 表4-

(2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4										整本	おしベル (AR)	dR)							语语其准强	<b>新</b>		
動産 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	報 梅田 出		用途地域	土地利用の実態	議					1		ì		夜誾			基準値	i值 ②	7.2.7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	三業に	(D) — (Q) × 不適合	
熱大区勝田町     第一種中高層住居専用地線     中低層住宅     A     47     49     45     43     65.4     37.2     42     44     41							_	<u> </u>	-	-	_		-	50 LA95	Je Lymax	ax L'Amin	四四回	夜間	凹凹		夜聞	
強見区層面     中胚層性後     B     50     53     43     68.1     53.9     45     47     51     45     47	26		第一種中高層住居専用地域	中層住宅	А	47		45		4	.2			40	64.4	1 37.6	22	45	8-	0	-3	0
總地区流過過四二丁目     病薬地域     商業     C     54     67     50     67.	27		準住居地域	中低層住宅	В	20	53	48		1	6			38	67.2	2 32.4	22	45	-2	0	0	0
	28	港北区綱島西二	商業地域	商業	C	54	57	52			4			, 46	72.4	40.8	09	20	9-	0	1	×
競反及港田丁丁目     連順商業地域     住宅・商業     C     49     49     41     77.0     55.8     40     41     35.8     40     41     55.9     53     45     45     45     45     55.8     50     53     46     45     46     53     55     45 <th< td=""><td>29</td><td></td><td>第一種住居地域</td><td>低層住宅</td><td>В</td><td>51</td><td>53</td><td>44</td><td></td><td>9</td><td>∞.</td><td></td><td></td><td>34</td><td>64.8</td><td>3 30.7</td><td>22</td><td>45</td><td>-4</td><td>0</td><td>2-</td><td>0</td></th<>	29		第一種住居地域	低層住宅	В	51	53	44		9	∞.			34	64.8	3 30.7	22	45	-4	0	2-	0
級反長澤田一丁目     準定居地域     低層住宅     5     5     4     6     3     35.8     5     5     4       最区上申市場町     第一種住居地域     低層住宅     B     50     51     45     43     71.7     35.6     45     46     44       最区工場町     準定任日地域     工業地域     工業地域     C     67     58     51     47     35.6     46     47     46     47     47     48     47     47     47     46     47     47     48     47     48     47     48     47     48     47     48     47     48     47     48	30	鶴見区矢向四丁	近隣商業地域	住宅·商業	ပ		48	42			8			39	66.2	2 36.3	09	20	-11	0	-10	0
級区工展町     第一種住居地域     低層住宅     B     50     51     43     71.7     35.6     45     46     44       級区工展町     海流区展町     工業地域     工業地域     工業地域     C     47     50     45     43     65.6     36.5     46     47     49     45       都然区川和町     工業地域     任宅工業市業     C     47     50     43     65.6     36.5     46     47     40     45       都然区池町     工業地域     任電工業地域     C     47     49     44     42     68.3     34.7     40     41     41     42     43     46     41	31	綠区長津田六丁目	準住居地域	低層住宅	В	51	54	49		3	∞.			3 40	64.6	3 35.1	22	45	-4	0	2	×
級区具保可     企業地域     工業地域     工業地域     工業地域     工業地域     工業地域     工業地域     公司     45 <td>32</td> <td></td> <td>第一種住居地域</td> <td>低層住宅</td> <td>В</td> <td>20</td> <td>51</td> <td>45</td> <td></td> <td>7</td> <td>9.</td> <td></td> <td></td> <td>43</td> <td>9.79</td> <td>38.4</td> <td>22</td> <td>45</td> <td>-2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td>	32		第一種住居地域	低層住宅	В	20	51	45		7	9.			43	9.79	38.4	22	45	-2	0	0	0
報気区地辺町     工業地域     C 47 50 47 50 45 45 656 8.5 8.5 44 46 42 68.9 8.5 44 46 42 47 42 48 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42	33		準工業地域	業日	C	57	28	51		9	∞.			5 43	73.3	3 38.7	09	20	-3	0	-3	0
総類反地辺町     第一種住居地域     低層住宅     日     53     56     46     43     75.7     36.2     46     47     49     44     42     68.3     34.7     40     41     42     68.3     34.7     40     41     43     48     49     47     40     40     41     40     41     40     40     41     40     40     40     41     40	34		工業地域	住宅·工業	C	47	50	45		9	5			40	65.1	1 36.4	09	20	-13	0	9-	0
都筑区大熊町     準工業地域     工業・住宅     C     47     49     44     42     68.3     34.7     40     41     42     68.3     34.7     40     41     42     68.3     34.7     40     41     40     4	35		第一種住居地域	低層住宅	В	53	99	46		7	2		_	38	73.1	1 33.5	22	45	-2	0	1	×
港北区新羽町     準工業地域     工業・住宅     C     50     54     45     40     70.6     31.7     44     46     40       港北区師岡町     工業地域     住宅・工業・商業     C     52     53     49     47     69.3     38.9     43     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     46     41     47     46     41     47     46     41     47     46     43     41     46     43     43     46     41     47     46     43     46     43     48     49     46     47     46     47     46     47     46     47     46     47     46     47     46     47     47     47     47	36		準工業地域	業日	C			44		3	7			38	61.8	3 34.3	09	20	-13	0	-10	0
港北区が同回す     工業地域     住宅・工業・商業     C     52     53     49     47     69.3     88.9     43     46     41     47     42     65.1     29.4     40     41     47     42     65.1     29.4     40     41     47     42     66.1     59.4     40     44     47     42     66.1     59.4     40     44     47     42     40     66.1     59.4     40     44     47     42     40     66.1     59.4     40     41     47     42     40     66.1     59.4     40     41     47     42     40     66.2     59.4     40     41     47     40     41     41     41     41     41     41     41     41     41     41     41     42     44     42     44     42     44     45     44     45     44     45     44     45     44     45     44     45     44     45     44     45	37		準工業地域	工業・住宅	C	50	54	45		9				38	3 70.6	32.6	09	20	-10	0	9-	0
鶴見及梶山二丁目     準住居地域     低層住宅     B     49     50     46     65.1     59.4     40     47     42     65.1     59.4     40     47     42     40     41     47     42     40     64.7     35.2     39     40     37       緑区長津田町     無指定     無指定     佐屬住宅・畑     B     48     49     46     45     64.8     38.1     44     43     48     49     46     45     64.8     38.1     44     46     43     48     48     48     49     46     45     64.0     46     48	38		工業地域	住宅·工業·商業	C	52	53	49		က	6			. 40	68.2	2 37.2	09	20	8-	0	2-	0
鶴見反元宮一丁目 準工業地域 工業・住宅 C 44 47 40 64.7 35.2 39 40 38   緑区長津田町 無指定 佐層住宅・畑 B 48 49 46 45 64.8 38.1 44 46 43   緑区霧が丘五丁目 第一種中高層住居専用地域 住産・業務 C 46 48 44 42 64.0 36.8 41 46 43   緑区寺山町 近隣商業地域 住屋住宅 C 46 48 44 48 43 63.9 35.0 44 40   緑区上山一丁目 工業地域 佐層住宅 A 42 44 48 46 48 49 46 48 49 44 48 49 46 48 49 46 48 49 44 48 49 46 48 49 46 48 49 44 48 48 49 44 48 48 49 44 48 48 49 46 48 49 44 48 48 49 46 48 49 48 49 46 48 49 49 48 49 49 49 49 49 49 49 49	39	鶴見区梶山二丁	準住居地域	低層住宅	В	49	50	46			4			, 33	9.09	5 27.7	22	45	9-	0	-2	0
緑区長津田町 無指定 低層住宅・畑 B 48 49 46 45 64.8 83.1 44 45 43   緑区霧が丘五丁目 第一種中高層住居専用地域 中高層住宅・畑 A 47 50 45 43 63.9 35.0 44 48   緑区寺山町 近隣商業地域 住宅・業務 C 46 48 44 42 64.0 36.8 41 40   緑区寺山町 工業地域 匠層住宅 A 42 44 42 64.0 36.8 41 42   緑区井山丁目 工業地域 匠層住宅 A 42 44 38 66.0 37.5 39 37   港北区條原町 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 38 40 37   鶴見区場場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 42   鶴見区場場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 46 46 47 40 65.2 32.7 41 42   鶴見区場上に 第二種中高層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 41 42 40 65.8 30.7 41 42 40 42 43 <td>40</td> <td>鶴見区元宮一丁</td> <td>準工業地域</td> <td>工業·住宅</td> <td>C</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>42</td> <td></td> <td>7</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3 37</td> <td>63.1</td> <td>1 34.7</td> <td>09</td> <td>20</td> <td>-16</td> <td>0</td> <td>-111</td> <td>0</td>	40	鶴見区元宮一丁	準工業地域	工業·住宅	C	44	47	42		7	2			3 37	63.1	1 34.7	09	20	-16	0	-111	0
緑区霧が丘工丁目 第一種中高層住居専用地域 中高層住宅 A 47 50 45 43 63.9 55.0 44 46 48   緑区寺山町 近隣商業地域 住宅・業務 C 46 48 44 42 64.0 36.8 41 40   緑区上山丁丁目 工業地域 工業地域 近慶住宅 A 42 44 38 64.0 38.9 42 44 42   港北区株原町 第一種低層住居地域 低層住宅 B 43 45 40 38 64.0 30.8 39 40 37   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 40   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 42   鶴見区馬場二丁目 第二種低層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 41 42 60.8 35.3 42 43 43   鶴見区鶴見七 第二種中高層住房車市南南南東地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 47   編具及 第 48 49 44 42 69.8 35.3 42 47	41		無指定	低層住宅•畑	В	_	49	46		∞	1	_		3 41	64.5	5 37.3	22	45	L-	0	-1	0
緑区寺山町     近隣商業地域     住宅・業務     C     46     48     44     42     64.0     36.8     41     40       緑区上山一丁目     工業地域     工業地域     C     55     55     52     51     73     38.9     42     44     42     44     38     66.0     27.5     39     49     47     42     44     38     64.0     30.8     39     40     37     44     47     47     47     47     40     38     64.0     30.8     39     40     37       港北区外町町     第一種低層住居専用地域     低層住宅     A     45     47     47     40     65.2     32.7     41     40     38     40     37     40     37     40     40     40     40     66.8     30.7     40	42	緑区霧が丘五丁	第一種中高層住居專用地域	中高層住宅	А	47	20	45		6		-	_	3 42	62.1	1 38.5	22	45	8-	0	-1	0
緑区上山一丁目     工業地域     工業的     12     44     38     56     50     51     73     36     37     47     42     44     38     66     63.0     27.5     39     37     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     37     40     40     40     65.2     32.7     41     40     41     41     42     40     41     41     42     40     41     42     40     65.2     32.7     41     42     40     42     41     42     40     42     40     42     40     42     40     42     40     42     40     42     40     42     40     40     40     40     40	43		近隣商業地域	住宅・業務	ပ		48	44			∞			38	62.9	9 34.8	09	20	-14	0	6-	0
緑区東本郷四丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 42 44 38 36 63.0 27.5 39 37   港北区小机町 第一種低層住居地域 低層住宅 B 43 45 40 38 64.0 30.8 39 40 37   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 40 40   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 41 39 66.8 30.7 39 40 38   鶴見区鶴見中央三丁目 商業地域 所養・維統層住民車用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 41 41   鶴見区鶴見中美工目 商業地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 41 41   編分と下編公内 第一種低層住房里用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 43 41   編分と下編の内 第一種任慶任民車用地域 任國任宅 A 48 49 44 42 69.8 43 43 41 41   福祉の 第一種工具 A A A A <	44		工業地域	工業	ပ	99	22	52		9	6.			40	57.9	9 34.0	09	20	-4	0	8-	0
港北区篠原町 第一種住居地域 低層住宅 A 45 46 46 46 38 64.0 30.8 39 40 37   港北区篠原町 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 42 40   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 41 39 66.8 30.7 39 40 38   鶴見区馬場二丁目 第二種化高層住居専用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 41 41   編名区 東北域 第二種低層住民車用地域 低層住宅 A 48 57 53 80.6 43.4 53 57 47   編名区 上瀬公町 第一種低層住民車用地域 低層住宅 A 48 57 43 57 47 47	45	緑区東本郷四丁	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A		44	38		0	.5			, 36	63.0	) 29.9	22	45	-13	0	9-	0
港北区篠原町 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 45 47 42 40 65.2 32.7 41 42 40   鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 41 39 66.8 30.7 39 40 38   鶴見区東寺尾東台 第二種中高層住居専用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 43 41   鶴見区鶴見中央三丁目 商業地域 商業・業務 C 60 64 57 53 80.6 43.4 53 57 47   編分区下縮公町 第一種低層住宅 A 48 50 46 43 43.4 53 57 47	46		第一種住居地域	低層住宅	В	-	45	40		0	∞.	_	-	, 36	63.3	3 32.6	22	45	-12	0	9-	0
鶴見区馬場二丁目 第一種低層住居専用地域 低層住宅 A 46 46 46 46 46 46 80 30.7 39 40 38   鶴見区東寺尾東台 第二種中高層住居専用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 43 41   鶴見区鶴見中央三丁目 商業地域 商業・業務 C 60 64 57 53 80.6 43.4 53 57 47   編分区下摘公町 第二種低層住民車用地域 低層住宅 A 48 50 46 43 45 47 47	47		第一種低層住居専用地域	低層住宅	А	45	47	42		2	7			) 39	64.1	1 35.7	22	45	-10	0	-4	0
鶴見区東寺尾東台 第二種中高層住居専用地域 低層住宅 A 48 49 44 42 69.8 35.3 42 43 41 41   鶴見区龍見中央三丁目 商業地域 商業・業務 C 60 64 57 53 80.6 43.4 53 57 47   編分区下漸冷如 第二種任屬住民車用地域 低層住字 A 48 50 46 43 67 87 87 47 44	48	鶴見区馬場二丁	第一種低層住居専用地域	低層住宅	А		46	41		∞	7			3 37	56.8	3 30.5	22	45	6-	0	9-	0
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	49		第二種中高層住居専用地域	低層住宅	А		49	44		8	6.			. 40	6.79	9 35.5	22	45	L-	0	-3	0
	20	鶴見区鶴見中央三丁	商業地域	商業·業務	C	09	64	22		9	4	$\dashv$	$\vdash$	, 44	80.5	5 40.9	09	20	0	0	3	×
	51	瀬谷区上瀬谷町	第一種低層住居専用地域	低層住宅	A	48	50	46	43 67	7.8   36.	7		7 44	43	8.99	3 39.5	55	45		0	0	0

注:環境基準の該当地域状況

A地域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 B地域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

神奈川県告示第312号) 出展:「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日

表 4 - 2 用途地域別環境基準適合状況

(平成25年度)

/	区名	青葉区	M M	都筑区	IX X	海北区	M	槃	<b>黎区</b>	鶴見区	M	瀬	瀬谷区	**	北部城全体	
用途地域		測 定地点数	圖 地点数	測 定地点数	適 哈点数	測 定地点数	適 合 地点数	測 定地点数	適 地点数	測定地点数	適 哈 地点数	測 定地点数	適 地点数	測 定地点数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	屬合 (%)
. 種 (	昼間	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	100
居専用地	夜間	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	8	100
111111	昼間	1	1											1	1	100
居専用地	夜間	1	1											1	1	100
第一種中高層	昼間	1	1	1	1			1	1					8	3	100
居 専 用 地	夜間	1	1	1	1			1	1					3	3	100
第二種中高層	昼間	3	3			1	1			1	1			$\mathbf{c}$	2	100
居専用地	夜間	3	3			1	1			1	1			2	5	100
4 一 本 中 田 幸 幸	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			$\mathbf{c}$	2	100
一件比后地	夜間	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1			5	4	80
4 1 株子田子子田子子	昼間	1	1	1	1									2	2	100
— 俚压后地	夜間	1	0	1	1									2	1	20
Œ	昼間	1	1	I	0	1	1	1	1	1	1			$\mathbf{c}$	4	80
11年 14年 14年	夜間	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1			5	3	09
# 让	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1					4	4	100
18	夜間	1	0	1	1	1	1	1	1					4	3	75
章 器 器 路	昼間	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1			9	9	100
弊 包 来	夜間	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1			9	5	83
章 华	昼間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			9	2	100
<b>米</b>	夜間	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0			5	0	0
章 幸 幸 十	昼間			1	1	1	1	1	1	1	1			4	4	100
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	夜間			1	1	1	1	1	1	1	1			4	4	100
章 章	昼間			1	1	1	1	1	1					3	3	100
* *	夜間			1	1	1	1	1	1					3	3	100
4	昼間	15	15	01	6	6	6	6	6	2	7	1	1	19	20	86
	夜間	15	11	10	7	6	8	6	7	7	6	1	1	51	40	78
区別適合率	昼鼠		100		90		100		100		100		100		86	
(%)	夜間		73		70		89		78		86		100		78	

第5 航空機騒音測定結果

## 第5 航空機騒音測定結果

## 1 騒音観測装置による測定

#### (1) 目的

本測定は、主に厚木海軍飛行場に飛来する航空機が比較的多く飛行すると考えられる地域に、騒音測定装置を常設し、本市上空または近隣を飛行する航空機による騒音の状況を把握するために行った。

## (2) 測定方法

## ア 測定地点

測定は、昭和 53 年度から継続して3箇所の小学校で実施しており、それぞれの所在地等は表5-1及び図5-1に示した。ただし、相沢小学校は平成 26 年 2 月 1 日から 3 月 31 日まで機器故障のため欠測とした。

マイクロホンは、航空機騒音を的確に計測でき、かつ暗騒音の影響が極力 少ない小学校の屋上に設置しており、各測定地点の周辺の状況は表 5-2 に 示した。

表 5-1 航空機騒音測定地点の所在地等

測定地点	所在地 (用途地域)	マイクロホン 位置	厚木海軍飛行場 からの距離 (滑走路からの距離)
長津田小学校	緑区長津田町 2330	屋上	北端より北北東 7.8km
	(第一種住居地域)	(地上 12.9m)	南端より北北東 10.5km
相沢小学校**	瀬谷区相沢二丁目 56-1	屋上	北端より東北東 3.8km
	(第一種低層住居専用地域)	(地上 16.7m)	南端より北東 5.3km
東中田小学校	泉区中田東中田四丁目 43-1 (第一種低層住居専用地域)	屋上 (地上 12.4m)	北端より南東 7.8km 南端より東南東 6.1km

※ 本年度欠測

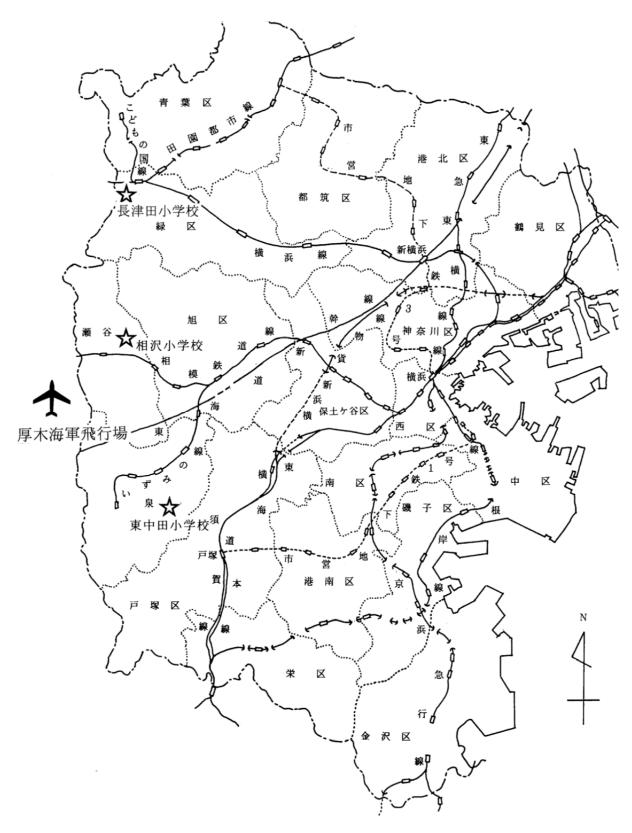


図5-1 航空機騒音測定地点図

表 5 - 2 測定地点周辺の状況

測定地点	周辺の状況
	マイクロホンが設置されている校舎の北側には、JR横
	浜線や東急田園都市線が通っているため、それらの鉄道騒
長津田小学校	音のピーク値が風向き等の状況によっては、70dB を超える
	場合もある。
	また、校舎が高台にあるため、風の影響も受けやすい。
	ほぼ住宅に囲まれているが、児童の声などのため暗騒音
相沢小学校 **	は昼間が 50dB 程度である。厚木飛行場そのものは建物の陰
	になり見えないが、離発着する航空機の確認は十分できる。
	北側と東側の一部が畑となっているが、その他は住宅地
東中田小学校	となっている。暗騒音は 50dB よりやや高いことが多い。校
	舎が高台にあるため、風の影響を受けやすい。

## ※ 本年度欠測

## イ 測定期間

昭和53年度から年間を通して常時測定を実施しており、平成25年度の測定期間は次のとおりである。

長津田小学校	平成25年4月1日~平成26年3月31日(365日測定)
相沢小学校	機器故障のため欠測
東中田小学校	平成25年4月1日~平成26年3月31日(365日測定)

## ウ 測定方法

各測定地点に航空機騒音自動識別装置付の環境騒音観測装置を設置し、常時航空機騒音等を測定した。

測定した項目は、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10dB 以上大きい航空機騒音(以下、「差 10dB 以上の騒音」という。)について、単発騒音暴露レベル( $L_{AE}$ )を計測した。

## エ 測定機器及び設定条件

(ア) 航空機騒音自動識別装置付環境騒音観測装置

長津田小学校 NA-36 リオン株式会社製 東中田小学校 NA-36 リオン株式会社製

- (イ) 周波数補正回路: A特性
- (ウ)動特性:SLOW

#### 才 評価方法

平成 25 年度より評価方法に変更があり新たな評価は、1日(午前0時から午後 12 時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )を『航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示 154)』第 1 の 2 の(4)に規定されている算式アにより算出し、全測定日の $L_{den}$ について、同規定の算式イによりパワー平均を算出するものとする(以下「新評価方法」という。)。

なお、平成 24 年度までの評価方法である WECPNL (加重等価平均感覚騒音 レベル Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) (以下「旧 評価方法」という。) による結果についても参考までに記載した。

1日ごとの $L_{den}$ は次の算式アにより求めた。 算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left[\sum_{i}10^{\frac{LAE,di}{10}}+\sum_{j}10^{\frac{LAE,ej+5}{10}}+\sum_{k}10^{\frac{LAE,nk+10}{10}}\right]\right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいう。

 $L_{AE,di}$ : 午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の $L_{AE}$ 

 $L_{AE,ej}$ : 午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の $L_{AE}$ 

 $L_{AE\,nk}$ : 午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE}$ 

 $T_o$ : 基準化時間 (1秒)

T:観測1日の時間(86,400秒)

全測定日の $L_{den}$ は次の算式イにより求めた。 算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{Lden,i}{10}}\right)$$

(注) N: 測定日数

 $L_{den,i}$ : 測定日のうちi日目の測定日の $L_{den}$ 

## (3) 測定結果

1年間の測定結果の概要を表5-3~表5-4に示す。

差 10dB 以上の騒音の発生回数には差 20dB 以上の騒音の発生回数を含み、以下同じくより差の大きい騒音の発生回数を含んでいる。

表5-3 長津田小学校での測定結果の概要

				騒	音発生回	回数				騒	差10dBJ	以上の		有
		【最大値	と【暗騒	音】の差1	0dB以上		<b>学00 ID</b>	<b>≭</b> 20 ID	±40 ID	の音 最レ	継続時	寺間		効
		時間帯別	川(回/月)		月 合計	日 平均	差20dB 以上	差30dB 以上	差40dB 以上	大 値ル	月 合計	日 平均	$L  \mathrm{den}$	測 定 日
	0時 ~6時	7時 ~18時	19時 ~21時	22時 ~23時	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	dB	秒/月	秒/日		数
4月	1	193	41	0	235	7.8	7	0	0	89	963	32.1	45.7	30
5月	1	120	23	1	145	4.7	10	2	0	98	907	29.3	49.1	31
6月	1	79	15	0	95	3.2	7	1	0	92	511	17.0	44.7	30
7月	3	13	3	0	19	0.6	1	0	0	82	76	2.5	35.6	31
8月	0	21	8	0	29	0.9	5	0	0	84	133	4.3	44.3	31
9月	6	39	0	0	45	1.5	7	0	0	85	251	8.4	48.2	30
10月	4	53	6	2	65	2.1	3	0	0	84	247	8.0	41.5	31
11月	10	35	25	0	70	2.3	2	0	0	84	304	10.1	42.9	30
12月	1	65	3	0	69	2.2	7	0	0	85	467	15.1	41.8	31
1月	2	206	32	0	240	7.7	9	1	0	91	1,053	34.0	47.2	31
2月	2	233	43	0	278	9.9	9	0	0	89	1,435	51.3	47.8	28
3月	2	74	7	1	84	2.7	3	1	0	93	349	11.3	44.1	31
年間合計	33	1,131	206	4	1,374		70	5	0	98	6,696			365
年間平均	2.8	94.3	17.2	0.3	114.5	3.8	5.8	0.4	0		558	18.3	46	

表5-4 東田中小学校での測定結果の概要

				騒	音発生回	回数 ロー				騒	差10dBJ	以上の		有
	<b>【</b> ∮	最大値】	と【暗り	蚤音】の	差10dB以	(上	±00 ID	± 00 ID	± 40 lD	の音 最レ	継続	寺間		効
	ŀ	時間帯別	](回/月)	١	月 合計	日 平均	差20dB 以上	差30dB 以上	差40dB 以上	取 大 値ル	月 合計	日 平均	$L  \mathrm{den}$	測定日
	0時 ~ 6 時	7時 ~18時	19時 ~21時	22時 ~23時	回/月	回/月	回/月	回/月	回/月	dB	秒/月	秒/日		数
4月	0	308	72	0	380	12.7	24	1	0	95	2, 437	81.2	50.7	30
5月	0	231	47	0	278	9.0	22	0	0	89	2,031	65. 5	47. 9	31
6月	1	211	20	3	235	7.8	25	1	0	90	1, 374	45.8	46. 2	30
7月	7	59	11	0	77	2. 5	12	2	0	95	584	18.8	47. 1	31
8月	3	63	15	0	81	2.6	8	1	0	90	519	16.7	45. 3	31
9月	11	65	9	1	86	2.9	12	1	0	91	542	18. 1	48. 2	30
10月	9	89	10	1	109	3. 5	6	0	0	82	652	21.0	43. 5	31
11月	6	93	1	0	100	3. 3	8	1	0	93	476	15. 9	44. 1	30
12月	6	85	5	0	96	3. 1	13	2	0	96	883	28.5	47. 7	31
1月	0	284	52	1	337	10.9	31	1	0	92	2, 743	88.5	50.0	31
2月	5	199	37	4	245	8.8	25	2	0	94	2,051	73.3	48.8	28
3月	2	55	19	0	76	2. 5	1	1	0	98	572	18.5	48.6	31
年間合計	50	1,742	298	10	2, 100		187	13	0	98	14, 864			365
年間平均	4.2	145. 2	24.8	0.8	175	5.8	15. 6	1. 1	0		1, 239	40.7	48	

#### ア 騒音発生回数

#### (ア) 1日あたりの騒音発生回数

平成25年度の年間航空機騒音発生回数は、長津田小学校が1,374回、東中田小学校が2,100回となっている。地点別の1日あたりの騒音発生回数の過去10年間の経年変化を表5-5のとおりである。

表 5 -	5 1	日あた	n o	)騒音器	生回数組	4年変化
10	$\mathbf{o}$	$H \omega / L$	· / · /	・心虫 ローノム		

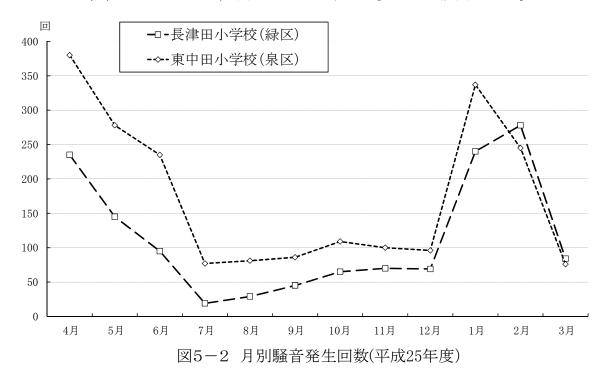
測定地点\年度	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長津田小学校	1. 3	4. 9 (2. 1)	4. 5	4. 0	3. 6	3.8	3. 2	4. 5	4. 4	3.8
相沢小学校	8.6	8. 1	7. 7	7. 5	5. 7	6. 2	5. 5	5.5	5.8	
東中田小学校	4. 9 (2. 0)	4. 3	4. 5	4. 8	4. 2	4. 6	4. 5	6. 6	6. 3	5. 8

#### ( ): 「5秒値」で処理した数値

#### (イ) 月別騒音発生回数

月別騒音発生回数(図5-2)は、概ね夏季に最も少なくなる傾向となっているが、空母の入港期間(「2(2)米空母の横須賀入港による影響」参照)と概ね一致している。発生回数で見ると、全体的に4月から6月及び1月から2月にかけて騒音が多く発生している。

南風となる夏季には飛行場の南方に位置している東中田小学校が高くなる傾向がある。また、発生回数が少ない長津田小学校でも、飛行場の北方に位置しているため、北風となる冬季には多くなる傾向にある。

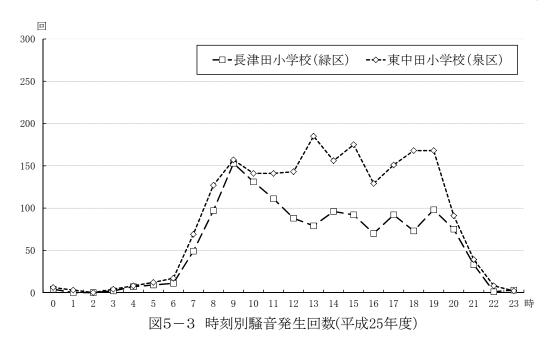


## (ウ) 時刻別騒音発生回数

時刻別騒音発生回数を図5-3に示した。

全体的には6時台から騒音の発生回数が増加し始め、9時台に最大ピークに達した後、減少し、13時台と18時台をピークとする増減を繰り返した後、収束している。

地点別では、東中田小学校が長津田小学校より全ての時間帯で発生回数が多く、午後から日没の時間帯にかけては発生回数に顕著な差がみられる。



#### (工) 曜日別騒音発生回数

曜日別騒音発生回数を図5-4に示したが、2地点とも、概ね土曜日と 日曜日が少なくなっている。この傾向はこの数年、概ね変わっていない。

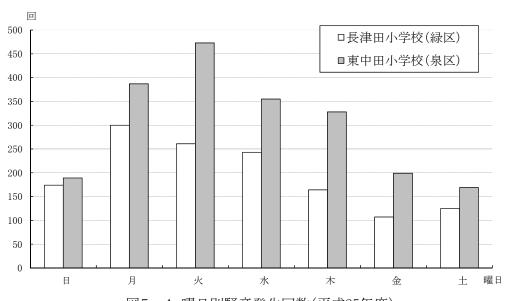


図5-4 曜日別騒音発生回数(平成25年度)

#### イ ピークレベルの発生状況

年間を通してのピークレベルの最大値を見ると、測定結果の表 5-3 及び表 5-4 のとおり、長津田小学校、東中田小学校共に 98dB であった。

また、差30dB以上の騒音が記録された月は、東中田小学校が10か月、長津田小学校が4か月であった。

騒音のピークレベルの割合を差 10dB 以上 20dB 未満、差 20dB 以上 30dB 未満、差 30dB 以上 40dB 未満、差 40dB 以上の 4 段階に分け、その割合を地域ごとに図 5-5 に示した。

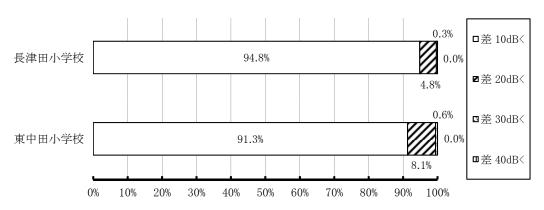


図5-5 地域別にみたピークレベルの発生割合(平成25年度)

## ウ騒音継続時間

#### (ア) 1日あたりの騒音継続時間

1日あたりの騒音継続時間の年間平均値の過去 10 年間の経年変化を表 5-6に示す。

相沢小学校が最も長く、次いで東中田小学校、長津田小学校の順となっている。近年、相沢小学校と東中田小学校の差が縮まっているのが特徴的である。

表5-6 1日あたりの騒音継続時間経年変化

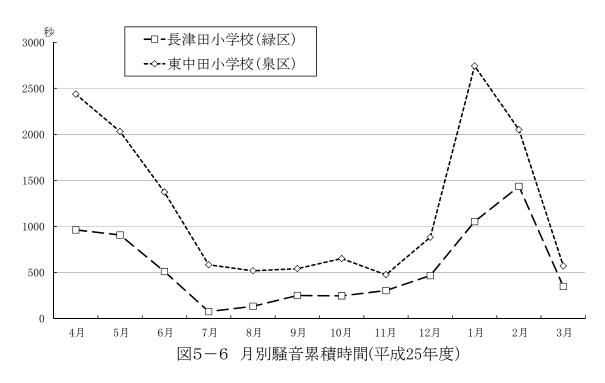
(秒/日)

									(1/)	1 . /
測定地点\年度	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
長津田小学校	25. 2	36. 0 (31. 2)	31. 2	27.0	17. 9	18. 7	16. 4	22. 7	22. 4	18. 3
相沢小学校	66. 5	63. 4	53. 1	51.9	38. 7	47.5	46. 7	41.1	49.8	_
東中田小学校	33. 4 (28. 6)	27. 6	28.8	35. 1	31. 1	29. 4	30.6	47.7	48.8	40. 7

## (イ) 月別騒音累積時間

差 10dB 以上の濃音の月別累積時間を図 5 - 6 に示す。この月別騒音累積時間については、月別騒音発生回数(図 5 - 2)とほぼ同様の傾向で、概ね空母の入出港時期と一致している。

また、年間をとおして東中田小学校が長津田小学校より長い傾向にある。



#### (ウ) 1回あたりの継続時間

1回あたりの継続時間の過去10年間の経年変化を表5-7に示す。

騒音発生1回あたりの継続時間について見てみると、航空機騒音全てを対象とした測定方法に変更した平成17年度以降3地点に有意な差はあまりなく、概ね4秒台から8秒台の間で推移している。

平成25年度は長津田小学校が4.9秒/回、東中田小学校が7.0秒/回であった。

表5-7 騒音発生1回あたりの継続時間経年変化

(秒/日) 測定地点\年度 22 23 H16 17 18 19 20 21 24 25 7.4 長津田小学校 7.0 19.3 6.7 5.0 4.9 5. 2 5. 1 4.8 4.9 (15.0)相沢小学校 7.7 7.8 6.9 7.0 6.8 7.7 8.5 7.5 7.8 6.8 7.4 東中田小学校 7.2 6.4 6.5 7.46.4 6.8 7.0 7.0 (14.6)

## (エ)時間帯補正等価騒音レベル(L den)

本年度より航空機騒音の環境基準は $L_{den}$ で示されており、住居系地域で 57dB 以下、商業系地域が 62dB 以下と定められている。横浜市域はこの基準の適用を受けていないが、1日ごとの $L_{den}$ をパワー平均し月間及び年間の $L_{den}$ を求めた。

年間の概要は表 5-3 及び表 5-4 のとおりであるが、平成 25 年度における月別変化を図 5-7 に示した。年間値、月間値とも、いずれの地点でも住居系地域における航空機騒音の環境基準値を下回っていた。

経月変化を見ると、図5-7のとおり発生回数等と同じく年度当初から高く、6~8月と減少した後、一旦9月に増加し、再びやや減少した後12月以降、高くなっており、空母の寄港時期とよく一致している。

参考に、旧評価方法による平成5年度以降の経年変化を表5-9に、昭和53年度以降の経年変化を図5-8に示した。どの地点でも昭和62年度前後に最も低くなった後、平成3年度にかけて上昇した。平成15年度からの5年間を見ると全体としては減少傾向の中で、相沢小学校が一番高く、次いで長津田小学校、東中田小学校という傾向だったが、この傾向は近年崩れている。東中田小学校では平成13年度に大幅に増加した後、概ね3地点の中で一番低く推移していたが、近年は最も高くなった。他の2地点は横ばいであった。

平成25年度の測定結果を地点別にまとめてみると、次のようになる。

長津田小学校:年間の騒音発生回数が 1,374 回で東中田小学校に比べ多くなかったが、ピークレベルの高い騒音が多く測定され、 差 30 dB 以上を記録した月は4 か月であった。月間  $L_{den}$  が 50 dB 以上であった月数はなかった。

東中田小学校:年間の騒音発生回数が 2,100 回で長津田小学校に比べ多く、差 30dB 以上を記録した月は 10 か月であった。月間  $L_{den}$ が 50dB 以上であった月数は 2 か月であった。

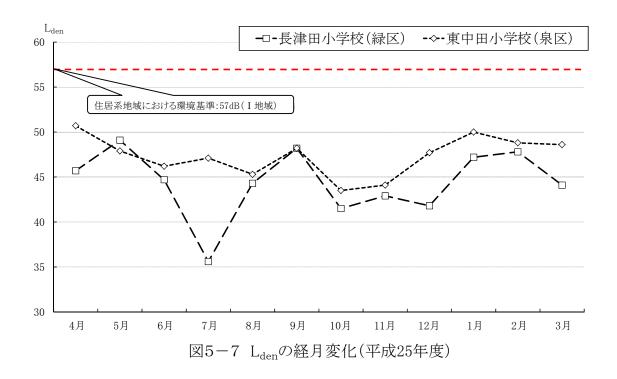
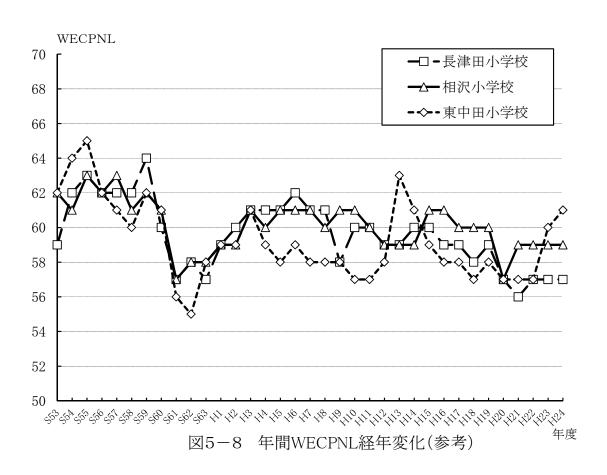


表5-9 WECPNLの年度推移(参考)

調査地点名\年度	H 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
長津田小学校	61	62	61	61	58	60	60	59	59	60
相沢小学校	61	61	61	60	61	61	60	59	59	59 (58)
東中田小学校	58	59	58	58	58	57	57	58	63	61
調査地点名\年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
長津田小学校	60	59	59 (59)	58	59	57	56	57	57	57
相沢小学校	61	61	60	60	60	57	59	59	59	59
東中田小学校	59	58 (57)	58	57	58	57	57	57	60	61

表中の3つの()は「5秒値」で処理した数値である。



#### 2 米空母の横須賀入港時における本市への騒音についての影響

## (1) 騒音被害の概要

昭和48年10月に米空母『ミッドウェー』が、横須賀をいわゆる「母港」として初入港し、平成3年9月からは『ミッドウェー』に代わり『インディペンデンス』が入港した。その後、平成10年8月には『インディペンデンス』に代わり『キティホーク』が入港した。現在は、『ジョージ・ワシントン』(以下、『ジョージ・ワシントン』を米空母という。)のいわゆる「母港」となっている。

また、艦載機も平成15年にはF-14トムキャット戦闘機(1飛行隊)がF/A-18Fスーパーホーネット戦闘攻撃機(複座)に機種転換され、平成16年にはF/A-18Cスーパーホーネット戦闘攻撃機(1飛行隊)がF/A-18Eスーパーホーネット戦闘攻撃機(単座)に機種転換されている。

米空母は毎年数回にわたり艦の修理や乗務員の休養等を目的として横須賀港に入港している。その際、艦載機は横浜市の上空(航空路 B14 図 5 - 9)等を飛行して、大和市と綾瀬市、海老名市にまたがる厚木海軍飛行場に飛来している。

これらの艦載機が厚木海軍飛行場に飛来する時や帰艦する時の騒音被害の他、日常の訓練飛行、さらには夜間、滑走路を空母に見立ててタッチ・アンド・ゴーを行う夜間連続離着陸訓練(Night Landing Practice)等による騒音被害が発生している。平成元年から硫黄島に着陸訓練施設の建設が開始され、平成14年2月には、できる限り多くのNLPを硫黄島で実施することが了解された。以来、NLPの主な訓練は硫黄島で実施されることが多くなり、近年はNLP直前に行われている集中的な訓練による騒音が発生しているが、平成19年度は5月に厚木海軍飛行場でジェット戦闘攻撃機によるNLPが実施された。

#### ア 厚木海軍飛行場の概要

土地面積 5,068,806m<sup>2</sup>

滑 走 路 延長;約2,438m 幅;約45m

(「神奈川の米軍基地」神奈川県 を参考に記載しました)



図 5-9 厚木海軍飛行場及び横須賀海軍施設とB-14の位置

#### (2) 米空母の横須賀入港による影響

米空母艦載機が飛来することによって航空機騒音が増大していることから、 米空母が横須賀に入港している期間と出港している期間との差を比較した。

#### ア 米空母の横須賀入出港日

平成25年度の米空母の横須賀入出港日を表5-11に示した。

表5-11 米空母の横須賀入出港日

(平成26年3月現在)

入 港 日	出 港 日
平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 6 月 21 日
平成 25 年 6 月 25 日	平成 25 年 6 月 26 日
平成 25 年 8 月 23 日	平成 25 年 8 月 24 日
平成 25 年 8 月 24 日	平成 25 年 9 月 13 日
平成 25 年 12 月 5 日	平成 26 年 3 月 31 日

(横須賀市のホームページから転載した)

#### イ 米空母入港期間と出港期間における騒音の状況

米空母が入港している期間と出港している期間の測定結果の比較を表 5 -12 に示した。ここでは、空母艦載機は空母の横須賀入港日よりも幾分早く厚木基地に飛来し、また空母の出港日より遅れて厚木基地を離れることから、米空母入港期間(停泊時)は実際の空母の横須賀入港日より2日前からとし、出港期間(不在時)は出港日の2日後までとした。

米空母が入港している期間と出港している期間における騒音発生回数を図 5-10 に示した。

いずれの地点でも、騒音発生回数、ピークレベルの最大値は米空母が入港している期間の方が高い値を示している。

表5-12 米空母の入港中と出港中における騒音発生回数等の比較

		停剂	白 時			不	E 時	
測定地点名	測定日数日/年	発生回数 回/年 (日平均)	加重回数 回/年 (日平均)	ピーク レベル の最大値	測定日数日/年	発生回数 回/年 (日平均)	加重回数 回/年 (日平均)	ピーク レベル の最大値
長津田小学校	995	1, 182			120	192		
(緑区)	235	(5.0)	(7.1)	98	130	(1.5)	(3.4)	85
東中田小学校	235	1, 741	2, 550	98	130	359	686	95
(泉区)	∠35 	(7.4)	(10.9)	98	130	(2.8)	(5.3)	95

#### 3 航空機騒音に係る苦情

航空機騒音は厚木海軍飛行場に起因するものが主であることから、厚木海軍飛行場に隣接している地域を調査地点にしていることは既に述べているとおりである。環境創造局に寄せられた航空機騒音に対する苦情と、各区等に寄せられ政策局基地対策課で集計した航空機騒音に対する苦情の推移について、この10年間の数値を表5-13に、平成元年以降の変化図を図5-12に示した。航空機による騒音被害の苦情は、平成6年度に増加した後、平成7年度に一度減少し、その後大幅に増え続け平成10年度に最も多くなり、その後は概ね減少したが、近年は増えつつある。

表 5-13 苦情受理件数経年変化

	年度	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
環境	竟創造局集計	32	42	64	72	55	63	48	62	81	82
	軍用機(環)	16	30	41	46	31	33	33	32	44	63
	その他(環)	16	15	23	26	24	30	20	40	44	21
政策	<b></b>	61	90	115	228	45	67	79	116	314	290

環境創造局集計:環境創造局で受け付けた航空機騒音全体についての苦情件数(1件の

訴えでも両方を指摘するものもあり、軍用機とその他の合計と一致し

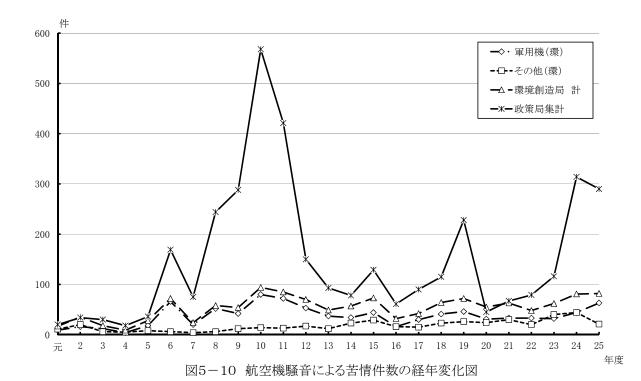
ない年度もある。)

軍用機(環):環境創造局で受け付けた米軍及び自衛隊の航空機騒音についての苦情

件数

その他(環):環境創造局で受け付けた民間航空機騒音についての苦情件数

政 策 局 集 計:本市で受け付けた航空機騒音についての苦情件数



関係資料 

(1) 常時測定地点の日別L<sub>den</sub>

長津田小学校(緑区)

9																Ш																7
5月	51	48	43			26	49	48	45	35	29	34	41	44	48	49	41			35	46	20	53	41		27		20	47	45	43	47.9
4月	40			50	47			20	54	48	48	44	32		51	51	48	50	44	32		49	53	51	44	42			48	09		50.7
	1日	2日	3日	4 H	2 H	Н9	日2	8日	日6	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22 H	23 ⊞	24日	25日	26日	27 ⊞	28日	29日	30∄	31日	月間
3月	32		27	47	29	44	42					25	26	30			43	22	38	34	47	46		37	26	29	32			32	27	44.1
2月				42	51	51	47	42	24	48	49	53	99		24			46	36	47	44	43	30	42	47	44	42	34				47.8
1月					38	42	45	39	47	30	29	24	49	46	48	42	44	28			51	51	49	47			40	46	45	53	53	47.2
12月		34	38	41	44		47	28	42	43	24	30		27	35	44	31	46	49	30	39		43			32	32					41.8
11月	25					37	24	36	26			39	24	30	34		35	28		37	49	38	41	42	53	44	43		26			42.9
10月		28	31	24		25	35	24							32	47	42	45			44	49	40	39	37			43	28	24		41.5
9月			38		09	27			39	47	42			32	29		30	38	25				30		35	30	45		24	32		48.2
8月		35						32			42	53		30							43		44	24			28	28				44.3
7月	41	41			28								35	26			31		32			41	29		25			26		28	24	35.6
6月	26		38	42	20	42	39	46	27		53	34		41			37	45	20	48	42	28	31	27	44	26	44		34			44.7
5月	61	53	36	29		47	41	20		34	34			40	49	41	32	33	38	43	20	46	42		32	27	27	49	39		38	49.1
4月	40		49	47	41	38	46	47	44	20	49				48	43	43	49	40	41		48	47	43	44	27	41		36	47	H	45.7
	1日	2日	3 ⊞	4 H	5日	В 9	∃ 2	8日	日6	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22 ⊞	23日	24日	25日	26 ⊞	27日	28日	29日	30日	31 H	月間

 35

53 45 

54 50

40 39 42 37

39 55 44 45 55

32

38 

52 25

35

58 

36 39

29 46 52

31

45 36 

2月

12月

10月

8月

7月

**€**9

46

56

52 48

 35

37

48 38

29 30

35

29 32 39 39 56

26 24

37 39 51 51

52 

46

53 51

年間Lden = 48

48.6

48.8

50.0

47.7

44.1

43.5

48.2

45.3

47.1

46.2

年間Lden = 46

(2) 常時測定地点の日別騒音発生回数

9																															L
5月	19	19	7	0	0	21	19	12	14	3	1	1	8	9	17	17	4	0	0	2	7	18	26	7	0	1	0	20	17	8	
4月	3	0	0	23	6	0	0	24	26	13	12	11	1	0	12	32	24	24	8	П	0	27	29	21	10	6	0	0	26	35	
	1 日	2日	3日	4 B	日 9	Н9	日 2	В8	日6	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	日97	27 ⊞	日87	日67	30日	7
		0	1	6		3	9	0	0	0	0	П	-	2	0	0	2	С	4	3	2	2	0	2	1	1	3	0	0	2	
3月		)		0.										, ,	)	)	,	30	7		,	, ,		, ,				)	)	, ,	,
2月	0	0	0	9	29	31	14	1	1	16	24	34	30	0	1	0	0	15	4	14	12	7	2	9	15	2	3	9			
1月	0	0	0	0	1	7	14	4	18	2	2	1	17	13	15	8	8	1	0	0	19	27	8	13	0	0	3	3	7	23	0
12月	0	2	4	2	2	0	П	П	4	9	1	2	0	1	2	9	3	4	6	2	2	0	4	0	0	3	2	0	0	0	(
11月	1	0	0	0	0	3	П	3	1	0	0	4	1	3	3	0	2	1	0	2	3	2	4	3	30	1	1	0	1	0	
10月	0	1	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	13	10	2	0	0	4	6	2	2	3	0	0	3	1	1	(
9月	0	0	1	0	8	П	0	0	3	9	2	0	0	2	2	0	1	2	1	0	0	0	2	0	2	1	2	0	1	2	
8月	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	4	6	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	0	0	1	1	0	0	(
7月	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	1	0	2	7
6月	1	0	3	7	2	9	9	2	1	0	4	2	0	4	0	0	4	2	8	12	4	2	2	1	7	1	10	0	1	0	
5月	21	10	3	1	0	8	3	4	0	4	1	0	0	2	11	3	3	2	1	10	20	9	6	0	1	1	1	9	7	0	,
4月	5	0	17	10	2	3	26	8	8	25	23	0	0	0	19	2	9	3	5	3	0	19	12	7	11	1	4	0	3	7	
	1Н	2日	3日	4 H	12 B	Н9	1日	8В	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23 ⊞	24日	25 H	26日	27 ⊞	28日	29日	30日	1

25

12月

10月

9月

8月

6月

年間騒音発生回数 = 1374回

年間騒音発生回数=2100回

# 第6 参考資料

### 第6 参考資料

#### <騒音>

1【騒音に係る環境基準】

(環境庁告示第 64 号 平成 10 年 9 月 30 日) 環境庁告示第 45 号 平成 17 年 5 月 26 日

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

## 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基剂	<b>準値</b>
地域の類空	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
С	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
  - 2 AAを当てはめる地域は、医療施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

(本市にはAAを当てはめる地域はない。)

- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供 される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する	60デシベル	55デシベル
道路に面する地域	以下	以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域及びC地域のうち車線 を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定 の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値		
昼間	夜間	
70デシベル以下	6 5 デシベル以下	

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の 影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引い て評価するものとする。

- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 騒音の測定は計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音 計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正特性はA特性を用 いることとする。
- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な制度を確保しえる範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる、当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業所、建設作業の場所、飛行場並び に鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

- 3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

#### (第2以下 略)

(デシベルとは、計量法 (平成4年法律第 51 号) 別表第二に定める音圧レベルの計量単位とする。)

#### 2【騒音規制法17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度】

(総理府・厚生省令第3号 昭和46年6月23日) 改正 総理府令第15号 平成12年3月2日

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する	65デシベル	55デシベル
道路に面する区域		
a 区域のうち二車線以上の車線を有する	70デシベル	65デシベル
道路に面する区域		
b 区域のうち二車線以上の車線を有する		
道路に面する区域及びc区域のうち車線	75デシベル	70デシベル
を有する道路に面する区域		

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次表とする。

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

#### (自動車騒音の測定方法等)

- 1 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音 を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められ る3日間について行うものとする。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベルの測 定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で 測定するものとする。ただし、建築物と道路との間(道路の敷地の境界線を含む。)

- の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避ける ことができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措 置を講ずるときは、この限りでない。
- 6 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に関わる自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- 7 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を 通じてエネルギー平均した値とする。

## 3【騒音に係る環境基準の地域の類型等】

「1 騒音に係る環境基準」における地域の類型、「2 騒音規制法による自動車 騒音の限度における区域区分」とこれらにおける時間区分のあてはめについては、環 境基本法第 16 条第 1 項、第 2 項に基づく神奈川県告示第 312 号(平成 11 年 3 月 30 日)及び騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限 度を定める命令(昭和 46 年総理府・厚生省令第 3 号、平成 12 年 3 月 2 日改正)の別 表備考に基づく横浜市告示第 78 号(平成 12 年 3 月 24 日)により次の示すとおりである。

# (1) 地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域	
A地域	a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	
B地域	b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	
C地域	c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

## (2) 時間区分

昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から午前6時まで

4 <新幹線鉄道騒音・振動の基準等>

### 【新幹線鉄道騒音に係る環境基準について】

(昭和 50. 7. 29 環境庁告示第 46 号) 改正 平 5 環告 91 改正 平 12 環告 78

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の 条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
Ι	70 デシベル以下	
II	75 デシベル以下	

(注):略

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2 メートルの高さで行うものとし、その 測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新 幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

## 【環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域】

(昭和52年4月22日告示第316号)

改正 昭和52年5月16日告示第383号 平成5年6月25日告示第641号 平成6年2月4日告示第65号 平成8年5月10日告示第434号

平成 13 年 1 月 5 日告 示 第 1 号 平成 17 年 3 月 25 日告示第 210 号

最新改正 平成25年3月29日告示第212号

環境基本法 (平成5年法律第91号) 第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について (昭和50年環境庁告示第46号) 第1の1の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。(以下略)

1 類型の当てはめをする地域(概要)

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400 メートル以内の地域。ただし、鶴見川橋りょうは、橋りょうの両先端の線路の中心からそれぞれ半径 600 メートルの円内の地域。

2 それぞれの類型の当てはめをする地域(概要)

類型	基準値	都市計画法による用途地域		
I	70 d B以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、		
		第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、		
		第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに、		
		同法の規定による用途地域の定めのない地域		
П	75 d B以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		

#### <振動>

### 【環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)】

(昭和51年3月12日環大特32号)

環境庁長官から運輸大臣にあてた勧告のうち、「当面の指針等」の内容は以下のとおり。

## 1 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

## 2 測定方法等

- (1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。(以下略)
- (2) 測定条件は、次のとおりとすること。
  - ア 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われている堅い場所とすること。
  - イ 振動ピックアップの設置場所は、傾斜又は凹凸のない場所とし、水平面を十 分確保できる場所とすること。
  - ウ 振動ピックアップは、外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。
  - エ 指示計器の動特性は緩(SLOW)とすること。
- (3) 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うものとすること。

なお、測定時期は、列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定 するものとすること。

- (4)振動の評価は、(3)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うものとすること。
- 3 指針達成のための方策

(以下略)

5 < 航空機騒音に係る環境基準等 > 【航空機騒音に係る環境基準について】(抜粋)

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号) 改正 平成 5 年 10 月 28 日環告第 91 号 改正 平成 12 年 12 月 14 日号外環告第 78 号 改正 平成 19 年 12 月 17 日環告第 114 号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型 をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型 新基準値		旧基準値	
I	57dB以下	7 O WECPNL 以下	
П	6 2 d B以下	7 5 WECPNL 以下	

- (注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はI 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L<sub>AE</sub>)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に 従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより 1 日(午前 0 時から午後 12 時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )を算出し、全測定日の  $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left[\sum_{i} 10^{\frac{LAE,di}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{LAE,ej+5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{LAE,nk+10}{10}}\right]\right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目 をいう。

 $L_{AE,di}$ : 午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の  $L_{AE}$   $L_{AE,ej}$ : 午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の  $L_{AE}$   $L_{AE,nk}$ : 午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時

までの時間帯におけるk番目のLAE

T<sub>0</sub>:基準化時間(1秒)

T:観測1日の時間 (86,400 秒)

## 算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{Lden,i}{10}}\right)$$

#### (注) N: 測定日数

L<sub>den,i</sub>:測定日のうちi日目の測定日のL<sub>den</sub>

- (5) 測定は計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

### 第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

9 %					
飛行場の区分		達成期間	改善目標		
新記	新設飛行場				
	第三種空港及びこれに準		直ちに	_	
	ずるもの				
	第二種空港	A	5年以内	_	
既設	(福岡空港を除く。)	В		5年以内に 70 デシベル未満とすること又	
	新東京国際空港		10 年以内	は 70 デシベル以上の地域において屋内で	
飛				50 デシベル以下とすること。	
飛行場	第一種空港(新東京国際 空港を除く。)及び福岡空 港		10 年を超える 期間内に可及 的速やかに	1 5年以内に、70 デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50 デシベル以下とすること。 2 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は62 デシベル以上の地域において屋内で47 デシベル以下とすること。	

備考1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。 備考2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期

- 備考3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機 種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行 場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

#### 【航空機騒音に係る環境基準について】

(昭和49年7月2日環大特第42号 環境庁大気保全局長)

航空機騒音に係る環境基準(以下単に「環境基準」という。)は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定されたところである。

環境基準は、航空機騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法(昭和42年法律 132号)第9条第1項に基づき定められたものであり、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。貴職におかれては、このような環境基準の設定の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意のうえ、環境基準の地域類型をあてはめる指定(以下「地域指定」という。)を行うほか、環境基準達成のための施策の実行に関し、格段の御配慮を願いたく通知する。

なお、地域指定を行った場合には、遅滞なく環境庁へ報告されたい。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係各省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

#### 第1 地域指定

- 1 地域指定の権限は、公害対策基本法第9条第2項の規定に基づいて制定された「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)」により、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、貴職において地域指定を速やかに行うこと。
- 2 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。従って、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとすること。
- 3 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を類型Iにあてはめるものとし、その他を類型IIにあてはめるものとすること。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Iにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

- 4 地域指定を行つたときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、 関係住民等に周知させるよう配慮すること。
- 5 地域指定の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画上の大幅な変更があつた場合にも速やかに行うこと。

#### 第2 測定方法等

- 1 測定は、暗騒音よりピークレベルが 10 d B以上大きいすべての航空機騒音について、各測定時期ごとに連続7日間行うことが原則であるが、当該時期の平均的な騒音の状況を把握するために必要かつ十分な日数としても差しつかえないこと。なお、測定の際の暗騒音とは、測定点付近における航空機騒音以外の騒音をいうものであり、このレベルがあまり変動しない場合は、一定値として扱ってもよいこと。
- 2 測定は、当該地域において環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点であって、なるべく暗騒音レベルの低い地点を選定して行う こと。

なお、適宜固定測定点を設けて航空機騒音の年次的推移を把握することが望ましいこと。

- 3 測定は、運航方法及び気象条件を勘案して、年間を通じての平均的な航空機騒音の状況が把握できる時期を選定して行うこととし、航空機騒音の状況が時期によってほとんど変化しない場合は年1回以上、かなり変化する場合は四季ごとに1回(年4回)以上行うこと。
- 4 航空機騒音の評価は、測定されたピークレベル及び機数から1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワー平均して行うこととするが、運航方法又は気象条件が極めて特殊な日の値は除外すること。

なお、自衛隊等が使用する飛行場の周辺における測定結果の評価に際しては、 自衛隊の現地部隊等の協力を求めて災害派遣、航空救難、緊急発進等の緊急的な 離着陸を把握し、当該測定結果を除外して行うこと。

#### 第3 その他

- 1 「航空機騒音」とは、ターボジエツト発動機、ターボプロツプ発動機又はピストン発動機を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 「1日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とは、公共用飛行場にあつては、当該飛行場に離着陸する航空機であつて、航空法(昭和 27 年法律第 231 号) 第2条第 17 項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦練習の用に供されるものの年間総離着陸回数を年間日数で除した値が 10 以下のものをいうこと。

また、自衛隊等が使用する飛行場にあつては、第2の4にいう緊急的な離着陸を除いた年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。

- 3 「離島にある飛行場」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域を有する離島、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島復興特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいうこと。
- 4 「第三種空港及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずるもの」とは、空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条但書により運輸大臣が許可した離着陸場であって、反復継続して使用されるものをいうこと。
- 5 「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 2 条第 1 項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和 35 年条約第 6 号)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうこと。

## 【航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定】

(昭和 55 年 5 月 23 日 神奈川県告示第 426 号) 改正 平成 8 年 5 月 10 日 神奈川県告示第 436 号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項に基づき、航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)第1の1の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、神奈川県環境部、神奈川県県央地区行政センター及び神奈川県湘 南地区行政センター並びに関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

地域の類型	あてはめる地域					
	藤沢市、茅ケ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾					
	瀬市の区域で別図に表示するA線によって囲まれた地域(都市計					
	画法(昭和43年法律100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専					
I	用地域及び厚木飛行場の敷地の地域を除く。以下「指定地域」と					
1	いう。) のうち、同号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低					
	層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居					
	専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並び					
	に同号に掲げる用途地域として定められた地域以外の地域					
П	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商					
П	業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域					

- ※ 別図は、本資料では省略した。
- ※ 横浜市は全域が地域指定の対象外となっている。

# 平成25年度

横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書 一道路・新貨物線・新幹線・環境・航空機一

平成26年11月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市環境創造局環境保全部 環境管理課監視センター

電話(045)671-3507

FAX (045) 641-3580